

令和7年2月21日

令和7年2月鳥取県西部広域行政管理組合
議会定例会議案

令和 7 年 2 月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会議案

目 次

- 議案第 3 号 鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例及び鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会条例の制定について
- 議案第 6 号 令和 6 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第 4 回）（別添）
- 議案第 7 号 令和 7 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算（別添）

議案第 3 号

鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条
例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条
例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2
9 2 条において準用する同法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の
議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例

鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例（平成元年鳥取県西部広域行政管理組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) 旧処分場 最終処分場のうち、<u>埋立て</u>が完了したもので、閉鎖するまでのものをいう。 (6) 〔省略〕 (7) 基準財政需要額 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第17条の規定の適用を受ける市町村については、同条）の規定により当該年度に算定された基準財政需要額のうち、消防費に係るものをいう。 (8)～(14) 〔省略〕 (分賦金の負担割合) 第3条 分賦金は、<u>年度ごと</u>に別表第4の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担割合により、当該区分の事務に係る市町村が負担するものとする。 (負担の特例) 第4条 〔省略〕 2 前条の規定により算定される分賦金のうち、平成16年度以前に<u>償入れ</u>を行った起債の償還に要する経費及び最終処分場の建設に要した経費に係るもの（以下「償還金等」という。）の算定については、第2条第1号中「関係する市町村」とあるのは「平成16年4月			(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞ</u>れ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) 旧処分場 最終処分場のうち、<u>埋立</u>が完了したもので、閉鎖するまでのものをいう。 (6) 〔省略〕 (7) 基準財政需要額 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条（市町村合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第11条の規定の適用を受ける関係市町村においては、同条）の規定により、<u>当該年度に算定された基準財政需要額のうち、消防費に係るものをいう。</u> (8)～(14) 〔省略〕 (分賦金の負担割合) 第3条 分賦金は、<u>各年度ごと</u>に別表第4の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担割合により、当該区分の事務に係る市町村が負担するものとする。 (負担の特例) 第4条 〔省略〕 2 前条の規定により算定される分賦金のうち、平成16年度以前に<u>償入れ</u>を行った起債の償還に要する経費及び最終処分場の建設に要した経費に係るもの（以下「償還金等」という。）の算定については、第2条第1号中「関係する市町村」とあるのは「平成16年4月		

1 日現在において関係する市町村」と読み替えるものとし、平成16年4月1日以降の合併により一つとなつた市町村は、当該償還金等の負担が終わるまでの間、当該合併に係る市町村の償還金等を負担するものとする。 3 別表第4の左欄に掲げる経費のうち、大規模投資的事業等の実施に係る経費（以下「事業実施経費」という。）を市町村別の起債により負担しようとする市町村（以下「個別起債市町村」という。）がある場合には、個別起債市町村は、当該事業実施経費に対して前条により算定された金額を負担するものとし、個別起債市町村以外の市町村（以下「組合起債市町村」という。）は、同条の規定にかかわらず、当該事業実施経費から個別起債市町村の負担する金額を除いた金額を、同条により算定された金額の割合から個別起債市町村の負担割合を除いた割合に対するそれぞれの組合起債市町村の負担割合により負担するものとする。	1 日現在において関係する市町村」と読み替えるものとし、平成16年4月1日以降の合併により一つとなつた市町村は、当該償還金等の負担が終わるまでの間、当該合併に係る市町村の償還金等を負担するものとする。 3 別表第4の左欄に掲げる経費のうち、大規模投資的事業等の実施に係る経費（以下「事業実施経費」という。）を市町村別の起債により負担しようとする市町村（以下「個別起債市町村」という。）がある場合には、個別起債市町村は、当該事業実施経費に対して前条により算定された金額を負担するものとし、個別起債市町村以外の市町村（以下「組合起債市町村」という。）は、同条の規定にかかわらず、当該事業実施経費から個別起債市町村の負担する金額を除いた金額を、同条により算定された金額の割合から個別起債市町村の負担割合を除いた割合に対するそれぞれの組合起債市町村の負担割合により負担するものとする。
1 日現在において関係する市町村」と読み替えるものとし、同日以降の合併により一つとなつた市町村は、当該償還金等の負担が終わるまでの間、当該合併に係る市町村の償還金等を負担するものとする。 3 別表第4の左欄に掲げる経費のうち、大規模投資的事業等の実施に係る経費（以下「事業実施経費」という。）を市町村別の起債により負担しようとする市町村（以下「個別起債市町村」という。）がある場合には、個別起債市町村は、当該事業実施経費に対して前条により算定された金額を負担するものとし、個別起債市町村以外の市町村（以下「組合起債市町村」という。）は、前条の規定にかかわらず、当該事業実施経費から個別起債市町村の負担する金額を除いた金額を、前条により算定された金額の割合から個別起債市町村の負担割合を除いた割合に対するそれぞれの組合起債市町村の負担割合により負担するものとする。	1 日現在において関係する市町村」と読み替えるものとし、同日以降の合併により一つとなつた市町村は、当該償還金等の負担が終わるまでの間、当該合併に係る市町村の償還金等を負担するものとする。 3 別表第4の左欄に掲げる経費のうち、大規模投資的事業等の実施に係る経費（以下「事業実施経費」という。）を市町村別の起債により負担しようとする市町村（以下「個別起債市町村」という。）がある場合には、個別起債市町村は、当該事業実施経費に対して前条により算定された金額を負担するものとし、個別起債市町村以外の市町村（以下「組合起債市町村」という。）は、前条の規定にかかわらず、当該事業実施経費から個別起債市町村の負担する金額を除いた金額を、前条により算定された金額の割合から個別起債市町村の負担割合を除いた割合に対するそれぞれの組合起債市町村の負担割合により負担するものとする。
(納期) 第5条 分賦金の納期は、次のとおりとする。 第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 11月1日から11月30日まで 第4期 3月1日から3月25日まで 2 [省略]	(納期) 第5条 分賦金の納期は、次のとおりとする。 第1期 4月15日から同月30日まで 第2期 6月1日から同月20日まで 第3期 8月1日から同月20日まで 第4期 10月1日から同月20日まで 第5期 12月1日から同月20日まで 第6期 翌年3月1日から同月25日まで 2 [省略] 備考 表中の「」の記載は、注記である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 号

鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例及び鳥取県西部広
域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例及び鳥取県西部広
域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例を制定することについ
て、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する
同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例及び鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例

(鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例の一部改正)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例(昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(き章の返納等)			(き章の返納)		
第9条	管理者は、消防功労章又は消防功績章を受けた者が、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ又は懲戒免職の処分を受けたときは、これを返納させ、功労者又は功績者としての信用又は名誉を傷つけるような行為を行つたときは、これをはい用することを停止し、又は返納させることができる。	管理者は、消防功労章又は消防功績章を受けた者が、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、若しくは懲戒免職の処分を受けたときは、これを返納させ、又は功労者若しくは功績者としての信用を傷つけ、若しくは不名誉となるような行為があつたときは、これをはい用することとを停止し、若しくは返納させることができる。	第9条	管理者は、消防功労章又は消防功績章を受けた者が <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、若しくは懲戒免職の処分を受けたときは、これを返納させ、又は功労者若しくは功績者としての信用を傷つけ、若しくは不名誉となるような行為があつたときは、これをはい用することとを停止し、若しくは返納させることができる。	

(鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部改正)

第2条 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例(平成3年鳥取県西部広域行政管理組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(欠格条項)			(欠格条項)		
第13条	次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。 (1)・(2) [省略] (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの ア [省略] イ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ～オ [省略]	次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。 (1)・(2) [省略] (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの ア [省略] イ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ～オ [省略]	第13条	次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。 (1)・(2) [省略] (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの ア [省略] イ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ～オ [省略]	

備考 表中の [] の記載は、注記である。

第3条 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(趣旨)			(趣旨)		
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の 規定により準用する同法（以下「 <u>準用地方自治法</u> 」という。）第24 4条の2の規定に基づき、火葬場の設置及び管理に <u>関し必要な事項</u> を定めるものとする。		第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の 規定により準用する同法（以下「 <u>準用地方自治法</u> 」という。）第24 4条の2の規定に基づき、火葬場の設置及び管理に <u>関し必要な事項</u> を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の 規定により準用する同法（以下「 <u>準用地方自治法</u> 」という。）第24 4条の2の規定に基づき、火葬場の設置及び管理に <u>関し必要な事項</u> を定めるものとする。		
(目的外使用の禁止)			(目的外使用の禁止)		
第3条の3 第3条第1項の許可（以下「 <u>使用許可</u> 」という。）を受 けた者（以下「 <u>使用者</u> 」という。）は、 <u>使用許可を受けた目的以外</u> の目的のために火葬場を使用してはならない。		第3条の3 第3条第1項の許可（以下「 <u>使用許可</u> 」という。）を受 けた者（以下「 <u>使用者</u> 」という。）は、 <u>使用許可を受けた目的以外</u> の目的のために火葬場を使用してはならない。	第3条の3 第3条第1項の許可（以下「 <u>使用許可</u> 」という。）を受 けた者（以下「 <u>使用者</u> 」という。）は、 <u>火葬場を許可に係る使用目</u> <u>的以外に使用してはならない</u> 。		
(使用許可の取消し等)			(使用許可の取消し等)		
第3条の4 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用 許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。 (1) この条例に違反し、又は第3条第2項の規定により付した条件 に従わないとき。 (2) [省略] (3) 偽りその他の不正の手段により <u>使用許可</u> を受けたとき。 (4) [省略]		第3条の4 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用 許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。 (1) この条例に違反し、又は第3条第2項の規定により付した条件 に従わないとき。 (2) [省略] (3) 偽りその他の不正の手段により <u>使用許可</u> を受けたとき。 (4) [省略]	第3条の4 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用 許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。 (1) この条例に違反し、又は第3条第2項の許可条件に従わないと き。 (2) [省略] (3) 詐欺その他の不正の行為により <u>使用の許可</u> を受けたとき。 (4) [省略]		
2 前項の規定による処分によって使用者が受けた損害については、 組合は、 <u>賠償</u> の責任を負わない。		2 前項の規定による処分によって使用者が受けた損害については、 組合は、 <u>賠償</u> の責任を負わない。	2 前項の規定による処分によって使用者が受けた損害については、 組合は <u>賠償</u> の責任を負わない。		
(収骨等)			(収骨等)		
第7条 使用者は、管理者の指定する日時までに、収骨（ <u>霊安室</u> の使 用にあつては、死体又は死産児の引取り）をしなければならない。		第7条 使用者は、管理者の指定する日時までに、収骨（ <u>霊安室</u> の使 用にあつては、死体又は死産児の引取り）をしなければならない。	第7条 使用者は、管理者の指定する日時までに、収骨（ <u>霊安室</u> の使 用にあつては、死体又は死産児の引取り。 <u>以下同じ</u> ）をしなければ		

2 管理者は、使用者が引き取らなかった焼骨の一部があるときは、これを処理することができる。この場合において、<u>使用者は</u>、異議を申し立てることができる。 (指定管理者による管理) 第10条 管理者は、火葬場の管理を<u>準用地方自治法第244条の2第3項</u>に規定する指定管理者に行わせることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。 [表省略]	ならない。 2 管理者は、使用者が引き取らなかった焼骨の一部があるときは、これを処理することができる。この場合において<u>使用者は</u>、異議を申し立てることができる。 (指定管理者による管理) 第10条 管理者は、火葬場の管理を<u>法第244条の2第3項</u>に規定する指定管理者に行わせることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。 [表省略]
(欠格条項) 第13条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。 (1) [省略] (2) <u>準用地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの</u> (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの ア～ウ [省略] エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。<u>オ</u>において同じ。） オ [省略] (指定等の公示) 第17条 管理者は、指定管理者の指定をしたとき、又は<u>準用地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは指定</u>	(欠格条項) 第13条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。 (1) [省略] (2) <u>法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの</u> (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの ア～ウ [省略] エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。<u>ウ</u>において同じ。） オ [省略] (指定等の公示) 第17条 管理者は、指定管理者の指定をしたとき、又は<u>法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは指定管理者の業務</u>

管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その都度、その旨及び規則で定める事項を公示するものとする。

[削除]

(事業報告書の作成及び提出)

第19条 指定管理者は、準用地方自治法第244条の2第7項の規定により作成する事業報告書を、毎年度終了後30日以内（同条第11項の規定により指定を取り消された場合は、当該指定を取り消された日から30日以内）に、管理者に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、当該年度（準用地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合は、当該指定を取り消された日まで）における次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2)・(3) [省略]
- (4) 業務の実施に係る収支状況

(個人情報の保護)

第21条 管理者は、指定管理者に対し、業務に関して取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。）を保護するために当該指定管理者が講ずるべき必要な措置を明らかにしなければならない。

- 2 [省略]
- 3 指定管理者若しくは指定管理者であつた法人等又は業務に従事し

の全部又は一部の停止を命じたときは、その都度、その旨及び規則で定める事項を公示するものとする。

2 前項の場合において、許可その他の行為を行う機関が変更されたときは、処分前に権限を有した機関（以下「前機関」という。）に對しなされた許可の申請及び前機関が行った許可その他の行為は、処分後に権限を有する機関（以下「現機関」という。）に對しなされた申請及び現機関が行った許可その他の行為とみなす。

(事業報告書の作成及び提出)

第19条 指定管理者は、法第244条の2第7項の規定により作成する事業報告書を、毎年度終了後30日以内（同条第11項の規定により指定を取り消された場合は、当該指定を取り消された日から30日以内）に、管理者に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、当該年度（法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合は、当該指定を取り消された日まで）における次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2)・(3) [省略]
- (4) 管理業務の実施に係る収支状況

(個人情報の保護)

第21条 管理者は、指定管理者に対し、業務に関して取り扱う個人情報（鳥取県西部広域行政管理局組合個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年鳥取県西部広域行政管理局組合条例第2号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を保護するために当該指定管理者が講ずるべき必要な措置を明らかにしなければならない。

- 2 [省略]
- 3 指定管理者若しくは指定管理者であつた法人等又は業務に従事し

ている者若しくは従事していた者は、業務に関して知り得た個人情報 報を漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。	ている者若しくは従事していた者は、業務に関して知り得た個人情報 報を漏らし、又は不当な目的、又は不当な目的に利用してはならない。
備考 表中の「」の記載は、注記である。	

(人の資格に関する経過措置)

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされ人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期の刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例第9条の改正規定（「禁錮」を「拘禁刑」に改める部分を除く。）及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第138条の4第3項の規定に基づき、組合の使用料及び手数料の徴収における客観性及び公平性を確保するため、鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる使用料及び手数料に関する事項について調査審議する。

- (1) 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例（平成3年鳥取県西部広域行政管理組合条例第5号）に基づき徴収する使用料
- (2) 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例（平成9年鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号）に基づき徴収する手数料

2 前項各号に掲げる使用料又は手数料の額について、当該使用料又は手数料の額の算定に当たり適用される法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例をいう。以下この条において同じ。）の制定又は改廃に伴い、当該制定又は改廃に係る法令に規定する額又は割合の増加又は減少に応じた改定を行う場合には、同項の規定は、適用しない。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 地域住民を代表する者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る使用料又は手数料に関する事項の調査審議が終了する日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、管理者が招集する。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 会議の議事は、会議に出席している委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

6 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項（前条第7項の規定により定めるものを除く。）は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定による委員の委嘱のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和6年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書

議案第 6 号

令和 6 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第 4 回）

令和 6 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 6, 1 5 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

5, 1 8 9, 9 6 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司

第 1 表 歳入歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入	金		116,354	106,156	222,510
	1 基金繰入金		116,354	106,156	222,510
歳入	合 計		5,083,805	106,156	5,189,961

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費			1,324,505	21,964	1,346,469
	2 清掃費		1,170,712	21,964	1,192,676
5 消防費			3,055,659	84,192	3,139,851
	1 消防費		3,055,659	84,192	3,139,851
歳出	出 合 計		5,083,805	106,156	5,189,961

令和 6 年 度

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	116,354	106,156	222,510
歳入合計	5,083,805	106,156	5,189,961

歳出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 国県支出金	定 財		一 般 財 源
					地 方 債	そ の 他	
4 衛生費	1,324,505	21,964	1,346,469			21,964	
5 消防費	3,055,659	84,192	3,139,851			84,192	
歳出合計	5,083,805	106,156	5,189,961			106,156	

2 歳 入

(款) 6 繰入金 (項) 1 基金繰入金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
1 退職積立基金繰入金	116, 354	106, 156	222, 510	1 退職積立基金繰入金	106, 156	退職積立基金繰入金
計	116, 354	106, 156	222, 510			

3 歳 出

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他の					
3 ごみ処理施設建設費	83,270	21,964	105,234			21,964		3 職員手当等	21,964	ごみ処理施設建設費 人件費	21,964
計	1,170,712	21,964	1,192,676								

(款) 5 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	2, 858, 867	84, 192	2, 943, 059		84, 192		3 職員手当等	84, 192	消防局人件費 84, 192
計	3, 055, 659	84, 192	3, 139, 851		84, 192				

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給			与				費	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給率 (千円) (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	10	523	—	—	—	—	523	—	—	523	
	議 員	16	564	—	—	—	—	564	—	—	564	
	その他の特別職	123	20,747	—	—	—	—	20,747	—	—	20,747	
	計	149	21,834	—	—	—	—	21,834	—	—	21,834	
補 正 前	長 等	10	523	—	—	—	—	523	—	—	523	
	議 員	16	564	—	—	—	—	564	—	—	564	
	その他の特別職	123	20,747	—	—	—	—	20,747	—	—	20,747	
	計	149	21,834	—	—	—	—	21,834	—	—	21,834	
比 較	長 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の特別職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

2 一般職

(1) 総括

区分	職 員 数 (人)	給 与 費				合計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(26) 325	41,049	1,202,092	963,364	2,206,505	412,058	2,618,563
補 正 前	(26) 325	41,049	1,202,092	857,208	2,100,349	412,058	2,512,407
比 較	(0) 0	0	0	106,156	106,156	0	106,156

※ () 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管 理 職 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別 勤 務 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)
	補 正 後	16,905	90,390	17,475	12,462	80	47,682
	補 正 前	16,905	90,390	17,475	12,462	80	47,682
	比 較	—	—	—	—	—	—
	区 分	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補 正 後	22,020	29,769	744	277,215	226,112	222,510
	補 正 前	22,020	29,769	744	277,215	226,112	116,354
	比 較	—	—	—	—	—	106,156

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	—	給与改定に伴う増減分	—	
		その他の減額分	—	
職員手当等	106, 156	給与改定に伴う増減分	—	
		その他の増減分	106, 156 退職手当	106, 156 退職者の増

令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合予算書

議案第7号

令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算

令和7年度鳥取県西部広域行政管理組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,443,517千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月21日提出

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司

(単位：千円)

歳 出

款		項	金	額
1 議	会 費			1,403
		1 議 会 費		1,403
2 総	務 費			542,685
		1 総 務 管 理 費		542,685
3 民	生 費			59,117
		1 社 会 福 祉 費		59,117
4 衛	生 費			1,404,805
		1 保 健 衛 生 費		160,899
		2 清 掃 費		1,243,906
5 消	防 費			5,178,124
		1 消 防 費		5,178,124
6 公	債 費			247,383
		1 公 債 費		247,383
7 予	備 費			10,000
		1 予 備 費		10,000
合 計				7,443,517

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
旧灰谷施設解体撤去事業	令和 8 年度	千円 643,153
火葬場運営事業 (指定管理料)	令和 8 年度から 令和 1 2 年度まで	319,427

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
旧 灰 溶 融 施 設 解 体 撤 去 事 業	千円 232,500	普通貸借 又 は 証券発行	年 5 % 以 内	政府、その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
消 防 施 設 備 費	千円 2,083,700	普通貸借 又 は 証券発行	年 5 % 以 内	政府、その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	2,316,200			

令和 7 年 度

予算 に関する 説明 書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
1 分担金及び負担金	4,807,922	4,579,600		228,322
2 使用料及び手数料	47,959	47,867		92
3 国庫支出金	92,255	14,249		78,006
4 県支出金	34,721	28,944		5,777
5 財産収入	1,931	286		1,645
6 繰越金	1	1		0
7 諸収入	142,528	143,024		△496
8 組合債	2,316,200	157,400		2,158,800
繰入金	0	68,246		△68,246
歳入合計	7,443,517	5,039,617		2,403,900

(単位：千円)

歳 出		(単位：千円)						
		款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源	一 般 財 源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議	会	費	1,403	1,401	2			1,403
2 総	務	費	542,685	215,940	326,745		232,500	308,257
3 民	生	費	59,117	58,441	676			59,086
4 衛	生	費	1,404,805	1,405,702	△897	27,901		1,174,978
5 消	防	費	5,178,124	2,969,393	2,208,731	99,075	2,083,700	2,982,452
6 公	債	費	247,383	378,740	△131,357			247,383
7 予	備	費	10,000	10,000	0			10,000
歳 出 合 計			7,443,517	5,039,617	2,403,900	126,976	2,316,200	4,783,559

2 歳 入

(単位：千円)

(項) 1 負担金

(款) 1 分担金及び負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 市町村負担金	4,783,559	4,562,954	220,605	1 負担金	4,783,559	市町村負担金
2 輪番制整備費特別負担金	13,329	9,918	3,411	1 病院群輪番制病院設備整備費負担金	13,329	病院群輪番制病院設備整備費負担金 (米子市) 5,995 病院群輪番制病院設備整備費負担金 (境港市) 7,334
3 衛生費特別負担金	7,125	6,728	397	1 再生資源分別業務負担金	7,125	再生資源分別業務負担金 (米子市)
4 消防費特別負担金	3,909	0	3,909	1 消防車両整備費負担金	3,909	消防車両整備費負担金 (境港市)
計	4,807,922	4,579,600	228,322			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

1 衛生使用料	35,147	33,933	1,214	1 火葬場使用料	34,940	火葬場使用料 34,938 土地使用料 2
				2 不燃物処理施設使用料	150	不燃物処理施設使用料
				3 し尿処理施設使用料	57	し尿処理施設使用料
				1 消防施設使用料	984	消防施設使用料
2 消防使用料	984	988	△4			
計	36,131	34,921	1,210			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

2 衛生手数料	6,943	6,750	193	1 清掃手数料	6,943	不燃物処理手数料
3 消防手数料	4,885	6,196	△1,311	1 消防手数料 2 火災類手数料	4,410 475	危険物手数料 火災類手数料

(款) 2 使用料及び手数料 (項) 2 手数料

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		説 明
				区	金 額	
計	11,828	12,946	△1,118			

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金

1 消防費国庫補助金	92,255	14,249	78,006	1 消防費国庫補助金	92,255	消防防災施設等整備費補助金 60,183 防衛施設周辺消防施設整備事業補助金 32,072
計	92,255	14,249	78,006			

(款) 4 県支出金 (項) 1 県補助金

1 衛生費県補助金	27,901	21,063	6,838	1 保健衛生費県補助金	27,901	病院群輪番制病院小児救急医療支援事業補助金 1,245 病院群輪番制病院設備整備事業補助金 26,656
2 消防費県補助金	6,820	7,881	△1,061	1 消防費県補助金	6,820	消防防災ヘリコプター運航調整交付金 2,843 航空救命士派遣調整交付金 98 火薬類等事務交付金 3,879
計	34,721	28,944	5,777			

(款) 5 財産収入 (項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	17	17	0	1 土地建物貸付収入	17	土地貸付料
2 利子及び配当金	1,870	33	1,837	1 利子及び配当金	1,870	退職積立基金利子 1,773 財政調整基金利子 97
計	1,887	50	1,837			

(款) 5 財産収入

(項) 2 財産売却収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		説 明
				区	金 額	
2 物品売却収入	44	236	△192	1 物品売却収入	44	不用品売却収入
計	44	236	△192			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	1	0	1 前年度繰越金	1	前年度繰越金
計	1	1	0			

(款) 7 諸収入

(項) 1 貸付金元利収入

1 濃縮水処理施設建設 設費貸付金元利収 入	102, 103	102, 103	0	1 濃縮水処理施設建設 設費貸付金元利収 入	102, 103	濃縮水処理施設建設設費貸付金元利収入
計	102, 103	102, 103	0			

(款) 7 諸収入

(項) 2 雑入

1 雑入	40, 425	40, 921	△496	1 雑入	40, 425	15 1, 097 740 36, 360 31 537 1, 456 50 99
						私用電話料 高速自動車道救急業務支弁金 不適物処分費負担金 再生用有価物売却収入 要介護状態審査判定料 光熱水費使用料 広域消防応援等交付金 病院群輪番制病院設備整備事業補助金返還金 消防防災推進事業助成

(項) 2 雑入

(款) 7 諸収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		金 額	説 明
				区			
計	40,425	40,921	△496				研修助成金 40

(款) 8 組合債 (項) 1 組合債

1 消防債	2,083,700	157,400	1,926,300	1 消防債		2,083,700	消防施設整備事業
3 総務債	232,500	0	232,500	2 除却債		232,500	旧灰溶融施設解体撤去事業
計	2,316,200	157,400	2,158,800				

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金

退職積立基金繰入金	0	68,246	△68,246				廃款
計	0	68,246	△68,246				

3 歳 出

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費 (単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議会費	1,403	1,401	2				1,403	1 報 酬	561	組合議会議員報酬等	581
								8 旅 費	63	議会運営事業	822
								9 交 際 費	20		
								10 需 用 費	248		
								11 役 務 費	203		
								12 委 託 料	308		
計	1,403	1,401	2				1,403				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	117,268	119,107	△1,839			1,911	115,357	1 報 酬	5,376	特別職報酬等	1,097
								2 給 料	43,810	一般管理費人件費	84,635
								3 職員手当等	27,226	一般管理事務費	11,986
								4 共 済 費	16,101	会計室事務費	928
								8 旅 費	344	事務局職員研修事業	676
								9 交 際 費	31	職員福利厚生事業 (一般管理費)	7,304
								10 需 用 費	1,284	退職積立基金積立金 (一般管理費)	
								11 役 務 費	1,357	)	10,545
								12 委 託 料	4,774	財政調整基金積立金	97
								13 使用料及び賃借料	1,095		
								17 備品購入費	805		

(項) 1 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債 そ の 他					
							18 負担金補助及び交付金	4,416		
							24 積立金	10,642		
							26 公課費	7		
2 企画調整費	59,094	47,019	12,075			59,094	1 報酬	1,319	企画調整費人件費	30,370
							2 給料	15,828	企画調整事務費	2,869
							3 職員手当等	9,755	庁内LAN管理運営事務費	21,886
							4 共済費	5,179	職員福利厚生事業（企画調整費）	67
							8 旅費	43	退職積立基金積立金（企画調整費）	
							10 需用費	227		3,902
							11 役務費	2,326		
							12 委託料	3,835		
							13 使用料及び賃借料	16,072		
							18 負担金補助及び交付金	608		
						24 積立金	3,902			
3 施設管理費	366,323	49,814	316,509	232,500	17	133,806	2 給料	9,033	施設管理費人件費	16,625
							3 職員手当等	4,635	建築工事担当事務費	1,324
							4 共済費	2,957	職員福利厚生事業（施設管理費）	29
							8 旅費	119	退職積立基金積立金（施設管理費）	
							10 需用費	549		1,967

(款) 2 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	64 346, 314
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
								11 役 務 費	14	旧灰溶融施設管理事業	
								12 委 託 料	5, 876	旧灰溶融施設解体撤去事業	
								13 使用料及び 賃 借 料	430		
								14 工 事 請 負 費	340, 456		
								18 負担金補助及 び 交 付 金	287		
								24 積 立 金	1, 967		
計	542, 685	215, 940	326, 745		232, 500	1, 928	308, 257				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 介護認定審査会費	49,248	48,999	249			31	49,217	1 報 酬	23,837	介護認定審査会費人件費 16,113
								2 給 料	8,476	介護認定審査会運営事業 31,101
								3 職員手当等	7,114	職員福利厚生事業 (介護認定審査会費) 67
								4 共 済 費	4,259	
								7 報 償 費	40	退職積立基金積立金 (介護認定審査会費)
								8 旅 費	511	1,967
								10 需用費	1,390	
								11 役 務 費	880	
								12 委 託 料	52	
								13 使用料及び賃借料	678	

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債				
							18 負担金補助及び交付金	39	
							24 積立金	1,967	
							26 公課費	5	
2 障害認定審査会費	9,869	9,442	427			9,869	1 報酬	6,606	障害認定審査会費人件費
							3 職員手当等	1,607	障害認定審査会運営事業
							4 共済費	1,013	職員福利厚生事業 (障害認定審査
							8 旅費	153	会費)
							10 需用費	194	
							11 役務費	122	
							12 委託料	30	
							13 使用料及び賃借料	129	
							18 負担金補助及び交付金	15	
計	59,117	58,441	676			31		59,086	

(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費

1 保健衛生総務費	72,876	62,497	10,379	27,901		13,379	31,596	72,826	病院群輪番制病院助成事業	72,876
									18 負担金補助及び交付金	
									22 償還金、利子及び割引料	50

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源	一 般 財 源			区 分	金 額		
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2 火葬場費	88,023	96,094	△8,071			34,940	53,083	1 報 酬	72	火葬場運営事業	77,931
								10 需 用 費	19,609	火葬場維持・補修事業	10,092
								11 役 務 費	35		
								12 委 託 料	58,695		
								14 工 事 請 負 費	9,592		
								18 負担金補助及 び 交 付 金	20		
計	160,899	158,591	2,308	27,901		48,319	84,679				

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費

1 不燃物処理費	511,508	491,206	20,302		51,421	1 報 酬	14,000	不燃物処理費人件費	47,011
						2 給料	24,806	不燃物処理施設事務費	8,722
						3 職員手当等	19,103	不燃物処理施設運転事業	278,031
						4 共済費	11,684	不燃物処理施設維持・補修事業	92,116
						8 旅費	440	不燃物残さ外部処理事業	36,383
						10 需用費	35,019	使用済乾電池・蛍光灯等処理事業	1,235
						11 役務費	819	職員福利厚生事業 (不燃物処理費)	186
						12 委託料	266,045		
						13 使用料及び賃借料	306	退職積立基金積立金 (不燃物処理費)	5,870
						14 工事請負費	131,161	リチウム蓄電池等を起因とする火災防止対策事業	41,954
						17 備品購入費	1,895		

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分		金 額	説 明							
				特 定 財 源			一般財源	区 分										
				国県支出金	地 方 債	そ の 他												
									18 負担金補助及び交付金	302								
									24 積立金	5,870								
									26 公課費	58								
2 最終処分費	451, 225	459, 385	△8, 160	102, 103	349, 122			2 給料	4, 162	8, 813	最終処分費人件費							
								3 職員手当等	3, 177	293	最終処分場事務費							
								4 共済費	1, 474	441, 137	最終処分場委託事業							
								8 旅費	141	14	職員福利厚生事業 (最終処分費)							
								10 需用費	26		退職積立基金積立金 (最終処分費)							
								12 委託料	441, 142	968								
								18 負担金補助及び交付金	135									
3 ごみ処理施設建設費	83, 402	77, 301	6, 101		83, 402			24 積立金	968	67, 629	ごみ処理施設建設費人件費							
								1 報酬	1, 942	5, 091	ごみ処理施設整備事務費							
								2 給料	32, 052	822	ごみ処理施設整備広報事業							
								3 職員手当等	25, 197	695	最終処分場用地取得事業							
								4 共済費	11, 605	330	最終処分場用地取得事業							
								8 旅費	384		多面的活用事例調査事業							
								10 需用費	3, 116		職員福利厚生事業 (ごみ処理施設建設費)							
								11 役務費	641	123								
								12 委託料	67		退職積立基金積立金 (ごみ処理施設建設費)							
																	6, 837	

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源	一 般 財 源		区 分	金 額			
					国 県 支 出 金	地 方 債				そ の 他	
								13 使用料及び賃借料	1, 469	中間処理施設用地取得事業	1, 875
								18 負担金補助及び交付金	92		
								24 積立金	6, 837		
4 米子浄化場処理費	197, 771	219, 219	△21, 448	83	197, 688		1 報 酬	10, 220	浄化場処理費人件費	17, 319	
							2 給 料	9, 033	浄化場事務費	664	
							3 職員手当等	9, 131	浄化場運転事業	101, 140	
							4 共 済 費	5, 753	浄化場維持・補修事業	74, 327	
							8 旅 費	308	浄化場し渣等外部処理事業	2, 266	
							10 需用 費	34, 918	職員福利厚生事業（浄化場処理費	88	
							11 役 務 費	320	）		
							12 委 託 料	54, 231	退職積立基金積立金（浄化場処理		
							13 使用料及び賃借料	40	費）	1, 967	
							14 工事請負費	71, 720			
18 負担金補助及び交付金	57										
24 積立金	1, 967										
26 公 課 費	73										
計	1, 243, 906	1, 247, 111	△3, 205	153, 607	1, 090, 299						

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分		金 額	説 明
				特 定 財 源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
I 常備消防費	2,782,259	2,766,076	16,183	6,820		8,944	2,766,495	2 給料	1,078,642	消防局人件費	2,134,376
								3 職員手当等	698,767	消防局総務課事務費	53,719
								4 共済費	356,967	消防職員派遣・研修事業	10,531
								7 報償費	479	消防吏員採用・昇任試験事業	843
								8 旅費	3,592	消防吏員抗体検査及びワクチン接種	
								9 交際費	10	種事業	1,520
								10 需用費	179,966	消防庁舎維持管理事業	49,803
								11 役務費	37,124	権限移譲（火薬類、液化石油ガス	
								12 委託料	81,802	) 事業	664
								13 使用料及び賃借料	16,444	火災予防研修事業	111
								15 原材料費	156	火災予防業務事業	1,550
								17 備品購入費	13,085	許可（危険物）事業	1,377
								18 負担金補助及び交付金	22,435	火災予防業務電子化事業	1,497
										警防活動事業	129,591
										警防訓練・研修事業	2,364
										警防活動資格取得事業	13,681
									消火薬剤整備事業	2,296	
									救急業務等啓発事業	2,298	
									安全運転管理事業	259	
									消防指令研修等事業	226	
									消防指令機器等維持管理事業	77,395	
									職員福利厚生事業（消防局）	7,908	

(款) 5 消防費

(項) 1 消防費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額			
				国 庫 支 出 金	地 方 債				そ の 他		
2 消防施設費	2, 395, 865	203, 317	2, 192, 548	92, 255	2, 083, 700	3, 953	215, 957	8 旅 費	479	退職積立基金積立金 (消防局)	290, 250
								12 委託料	1, 375, 964	江府消防署移転新築事業	573, 058
								13 使用料及び賃借料	41	米子消防署出張所庁舎大規模改修事業	142, 492
								14 工事請負費	663, 475	消防車両更新事業	42, 438
								17 備品購入費	354, 015	消防車両更新事業 (補助事業)	306, 544
										高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業	1, 305, 510
										高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る構築監理支援事業	14, 127
										境港消防署弓浜出張所庁舎大規模改修事業	11, 696
計	5, 178, 124	2, 969, 393	2, 208, 731	99, 075	2, 083, 700	12, 897	2, 982, 452				

(款) 6 公債費

(項) 1 公債費

1 元金	238,505	372,246	△133,741			238,505	22 償還金、利子及び割引料	238,505	起債償還元金	238,505
2 利子	8,878	6,494	2,384			8,878	22 償還金、利子及び割引料	8,878	起債償還利子	8,632
計	247,383	378,740	△131,357			247,383			一時借入金利子	246

(款) 7 予備費 (項) 1 予備費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	そ の 他					
1 予備費	10,000	10,000	0				10,000	予 備 費	10,000	予備費	10,000
計	10,000	10,000	0				10,000				

給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給			与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給率 (千円) (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	長 等	523	-	-	-	-	-	523	-	523	
	議 員	561	-	-	-	-	-	561	-	561	
	その他の特別職	21,348	-	-	-	-	-	21,348	-	21,348	
	計	22,432	-	-	-	-	-	22,432	-	22,432	
前年度	長 等	523	-	-	-	-	-	523	-	523	
	議 員	561	-	-	-	-	-	561	-	561	
	その他の特別職	21,835	-	-	-	-	-	21,835	-	21,835	
	計	22,919	-	-	-	-	-	22,919	-	22,919	
比 較	長 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	議 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の特別職	△ 487	-	-	-	-	-	△ 487	-	△ 487	
	計	△ 487	-	-	-	-	-	△ 487	-	△ 487	

2 一般職

(1) 総括

区分	職 員 数 (人)	給与費				合計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	(27) 332	41,501	1,225,842	755,702	2,023,045	2,440,037	
前 年 度	(28) 331	40,092	1,185,089	771,016	1,996,197	2,399,721	
比 較	(△ 1) 1	1,409	40,753	△ 15,314	26,848	40,316	

※ () 内は、短時間勤務職員(外書き)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)
	本 年 度	16,905	96,951	17,274	13,611	80	51,108
	前 年 度	16,670	72,915	17,096	12,462	80	49,566
	比 較	235	24,036	178	1,149	-	1,542
	区 分	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	本 年 度	21,014	29,097	744	280,360	228,558	-
	前 年 度	22,065	30,519	1,200	265,631	214,566	68,246
	比 較	△ 1,051	△ 1,422	△ 456	14,729	13,992	△ 68,246

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備 考
給 料	40,753	給与改定に伴う増加分	25,870	
		昇給に伴う増加分	12,320	
		その他の増減分	2,563	
		制度改正に伴う増減分	0	
職員手当	△ 15,314	その他の増減分	△ 15,314	管理職手当
				時間外勤務手当
			24,036	実績見込みによる増
			178	実績見込みによる増
			1,149	実績見込みによる増
			1,542	実績見込みによる増
			△ 1,051	実績見込みによる減
			△ 1,422	実績見込みによる減
			△ 456	実績見込みによる減
			28,721	支給率の増等による増
			△ 68,246	退職者の減

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	一 般 職 員	消 防 職 員
令和7年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	356,739	294,387
	平均給与月額 (円)	437,614	354,300
	平均年齢 (歳)	50歳	37歳
令和6年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	348,650	295,012
	平均給与月額 (円)	419,932	354,108
	平均年齢 (歳)	48歳	37歳

イ 初任給

区分	一 般 職 員 (円)	消 防 職 員 (円)	国の制度 行政職 (一) (円)
高 校 卒	188,000	188,000	188,000
大 学 卒	220,000	220,000	220,000

ウ 級別職員数

区 分	級	一 般 職 員		消 防 職 員	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年1月1日 現在	1級	-	0.0	80	27.4
	2級	5	15.1	(5) 57	(100.0) 19.5
	3級	11	33.3	79	27.1
	4級	3	9.1	29	9.9
	5級	9	27.3	27	9.3
	6級	2	6.1	17	5.8
	7級	2	6.1	2	0.7
	8級	1	3.0	1	0.3
	計	33	100.0	(5) 292	(100.0) 100.0
	1級	-	0.0	73	25.3
令和6年1月1日 現在	2級	6	17.6	(7) 55	(100.0) 19.1
	3級	11	32.4	83	28.8
	4級	3	8.8	29	10.1
	5級	9	26.5	28	9.7
	6級	4	11.8	18	6.3
	7級	-	0.0	-	0.0
	8級	1	2.9	2	0.7
	計	34	100.0	(7) 288	(100.0) 100.0

※ () 内は、短時間勤務職員 (外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般職員	主事又は技師	主任	係長	担当課長補佐	課長補佐、室長補佐、施設長	課長、会計管理者	次長	事務局長
消防職員	主事又は定型的な業務を行う消防士	主任又は高度な知識又は経験が必要とする業務を行う消防士	係長	担当課長補佐、担当室長補佐、担当署長補佐、副出張所長	課長補佐、室長補佐、署長補佐、出張所長	課長、署長、主査、室長、副署長	次長	消防局長

工 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種	
職 員 数 (A)	(人)		一 般 職 員	職 員 種
本 年 度	昇給に係る職員数(B)	(人)	34	298
	号給数別内訳	1号給	-	-
		2号給	-	-
		3号給	2	2
		4号給	260	21
		5号給	-	-
		6号給	4	4
		7号給	-	-
		8号給	14	14
	比率 (B)/(A)	(%)	61.76	86.91
前 年 度	職 員 数 (A)	(人)	34	297
	昇給に係る職員数(B)	(人)	19	229
	号給数別内訳	1号給	19	212
		2号給	-	-
		3号給	9	9
		4号給	-	-
		5号給	8	8
		6号給	-	-
		7号給	-	-
		8号給	-	-
比率 (B)/(A)	(%)	55.88	77.10	

オ 期末・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	(1.200) 2.3	(1.200) 2.3	(2.40) 4.60	有	
前年度	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.50	有	
国の制度	(1.200) 2.3	(1.200) 2.3	(2.40) 4.60	有	

※ () 内は、再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		一般職員	消防職員
給料総額に対する比率 (%)	1.1	-	1.2
支給対象職員の比率 (%) (令和7年1月1日現在)	68	-	75.2
代表的な特殊勤務手当の名称		救急機関員手当	手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容	内容
扶養手当	同		
住居手当	同		
通勤手当	異	交通用具使用者に対する支給基準	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
翌年度当初から発生する恒常的な工事又は製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ及び業務の委託に要する経費であつて、前年度中に契約を締結する必要があるものについての支出負担行為	千円 当該事項ごと に、翌年度の当 初予算額として 議決を得た額		千円		千円	千円	千円	千円	千円
恒常的に委託し、又は請け負わせる業務のうち、特別な機器、多数の人員等を要することとその他特別な事情があるため、最期にわたり契約することとが有利と認められるものに係る経費	契約に定める額	契約に定める 期間	契約に定める 額	契約に定める 期間	契約に定める 額				
コンピュータ（システム・ソフト）、電子複写機、複写機、送装置、印刷機、車両、その他の賃借等であつて、長期にわたり契約することとが有利と認められるものに係る経費	契約に定める額	契約に定める 期間	契約に定める 額	契約に定める 期間	契約に定める 額				
地方公会計システム構築等業務委託料	30,060	平成29年度から 令和6年度まで	23,625	令和7年度から 令和8年度まで	6,435	-	-	-	6,435
文書管理システム構築等業務委託料	12,395	平成30年度から 令和6年度まで	9,190	令和7年度から 令和8年度まで	3,205	-	-	-	3,205
最終処分場委託事業	3,709,125	令和5年度から 令和6年度まで	784,944	令和7年度から 令和13年度まで	2,924,181	-	-	714,728	2,209,453
旧灰溶融施設解体撤去事業	643,153	-	-	令和8年度	643,153	-	431,800	-	211,353
火葬場運営事業（指定管理料）	319,427	-	-	令和8年度から 令和12年度まで	319,427	-	-	-	319,427

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前 前 現	前 年 度 末 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込み			当該年度末 現在高見込額
				当 該 債 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	中 見 込 額	
保 健 衛 生 債		209,318	164,776	—		27,462	137,314
清 掃 債		138,223	82,221	—		33,123	49,098
消 防 債		995,379	945,341	2,083,700		153,624	2,875,417
退 職 手 当 債		99,660	24,296	—		24,296	0
除 却 債		—	—	232,500		—	232,500
合 計		1,442,580	1,216,634	2,316,200		238,505	3,294,329

令和7年度市町村負担金 目的別内訳

(単位:千円)

区分 市町村	議会費、一般管理費ほか	施設管理費		介護認定 審査会費	障害認定 審査会費	保健衛生 総務費	火葬場費	不燃物 処理費	最終 処分費
		旧灰溶融施設 管理、解体撤去	その他 人件費等						
米子市	99,621	18,594	10,677	24,000	5,177	20,263	54,255	308,916	187,324
境港市	25,351	47,186	2,717	7,460	1,438	4,502	—	—	45,311
日吉津村	6,398	1,194	685	1,488	301	480	3,440	18,395	11,274
大山町	14,094	2,634	1,511	4,291	792	2,114	6,075	39,759	25,756
南部町	10,820	20,140	1,159	3,008	680	1,419	3,900	31,171	20,224
伯耆町	11,072	20,610	1,187	2,909	536	1,472	5,896	33,542	21,787
日南町	6,859	1,282	735	2,389	363	578	2,949	23,530	14,888
日野町	6,025	1,126	646	1,901	291	401	2,397	16,786	11,002
江府町	5,860	1,095	628	1,771	291	367	2,159	17,624	11,556
合 計	186,100	113,861	19,945	49,217	9,869	31,596	81,071	489,723	349,122

令和7年度市町村負担金 目的別内訳

(単位：千円)

区分 市町村	ごみ処理 施設建設費	米子浄化場 処理費	消防費	合 計
米子市	44,644	149,776	1,729,584	2,652,831
境港市	11,361	—	468,002	613,328
日吉津村	2,867	4,738	76,820	128,080
大山町	6,317	15,603	262,712	381,658
南部町	4,849	14,477	183,092	294,939
伯耆町	4,962	16,820	191,612	312,405
日南町	3,074	—	113,199	169,846
日野町	2,701	—	74,353	117,629
江府町	2,627	—	68,865	112,843
合 計	83,402	201,414	3,168,239	4,783,559

条例	3件
予算	2件
計	5件

令和7年2月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会議案概要

(令和7年2月21日)

議案番号	案 件	主管課	説 明
議 案 第 3 号	鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定について	事務局 総務課	本組合の資金の安定的な確保を図るため、構成市町村に対する分賦金の納期を年6期とするもの 〔主な改正内容〕 1 構成市町村に対する分賦金の納期を、年6期（現行：4期）とすることとする。（第5条第1項関係） （変更後） 第1期 4月15日～同月30日 第2期 6月1日～同月20日 第3期 8月1日～同月20日 第4期 10月1日～同月20日 第5期 12月1日～同月20日 第6期 翌年3月1日～同月25日 （現行） 第1期 5月1日～同月31日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 11月1日～同月30日 第4期 翌年3月1日～同月25日 2 条文の表現の適正化のための所要の整理を行うこととする。 〔施行期日〕 令和7年4月1日
議 案 第 4 号	鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例及び鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について	事務局 総務課	刑法が一部改正され、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されることに伴い、本組合の条例の規定が適用される刑の種類を改めるほか、所要の整備を行うもの 〔改正内容〕 1 刑に処せられたことにより次に掲げる本組合の条例の規定の適用の対象となる場合における当該刑の種類を、拘禁刑以上（現行：禁錮以上）に改めることとする。

			(1) 鳥取県西部広域行政管理組合消防表彰条例第9条（き章の返納）（第1条関係） (2) 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例第13条第3号イ（指定管理者としての欠格事項）（第2条関係） 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に対する人の資格に関する法令の規定の適用に関する経過措置を定めることとする。（第4条関係） 3 条文の表現の適正化のための所要の整理を行うこととする。 〔施行期日〕 上記1及び2…令和7年6月1日 上記3…公布の日 〔関係法令〕 1 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号） 令和4年6月17日公布 令和7年6月1日施行（一部施行日別途） 2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号） 令和4年6月17日公布 令和7年6月1日施行（一部施行日別途）
議案 第5号	鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会条例の制定について	事務局 施設管理課	本組合の使用料及び手数料の徴収における客観性及び公平性を確保するため、本組合の使用料及び手数料に関する事項を調査審議する合議制の機関を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、制定するもの 〔制定内容〕 1 鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会の設置 地方自治法の規定に基づき、組合の使用料及び手数料の徴収における客観性及び公平性を確保するための調査審議を行う機関として、鳥取県西部広域行政管理組合使用料等審議会（以下「審議会」という。）を置くこととする。（第1条関係） 2 審議会の所掌事務等 審議会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる使用料及び手数料に関する事項について

		調査審議することとする。(第2条第1項関係) (1) 火葬場使用料 (2) リサイクルプラザ不燃物処理手数料 3 審議会の組織 (1) 審議会は、委員7人以内で組織することとする。(第3条第1項関係) (2) 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱することとする。(第3条第2項関係) ア 学識経験を有する者 イ 各種団体を代表する者 ウ 地域住民を代表する者 (3) 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る使用料又は手数料に関する事項の調査審議が終了する日までとする。(第3条第3項関係) (4) 委員は、再任されることができるとする。(第3条第4項関係) 4 委員の守秘義務 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとする。(第4条関係) 5 会長 審議会の会長の設置、選任及び職責並びにその職務を代理する者について定めることとする。(第5条関係) 6 会議 審議会の会議の運営に関する事項を定めることとする。(第6条関係) 7 委任 1から6までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、管理者が定めることとする。(第7条関係) 8 委員の委嘱に関する準備行為 3(2)による委員の委嘱のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができることとする。(附則第2項関係) [施行期日] 上記1～7…令和7年4月1日 上記8…公布の日
--	--	--

議 案 第 6 号	令和 6 年度鳥取県西部広域 行政管理組合一般会計補正 予算（補正第 4 回）	事務局 総務課	「令和 6 年度鳥取県西部広域行政管理組合補正 予算書」 「令和 6 年度一般会計補正予算（補正第 4 回）概 要」のとおり
議 案 第 7 号	令和 7 年度鳥取県西部広域 行政管理組合一般会計予算	事務局 総務課	「令和 7 年度鳥取県西部広域行政管理組合予算 書」 「令和 7 年度一般会計予算概要」のとおり

令和6年度一般会計補正予算（補正第4回）概要

1 対象事業 ごみ処理施設建設費人件費及び消防局人件費

2 歳入歳出予算の補正

● 第4回補正額 1億 615万6千円

補正後の予算額 51億8996万1千円

● 市町村負担金補正額 増減なし

※ 財源が、全額退職積立基金からの繰入金となるため、市町村負担金の補正はありません。

3 補正の理由

令和7年3月31日をもって退職する職員が、自己都合退職者2名、定年前早期退職者3名の計5名が増となったこと等に伴い、退職手当及びその財源となる退職積立基金繰入金について補正を行うもの。

4 補正の内容

(1) 歳入

退職積立基金からの繰入による増額	106,156千円
------------------	-----------

(2) 歳出

退職手当の増額	106,156千円
---------	-----------

5 補正予算額

【歳入】

(款) 6 繰入金 (項) 1 基金繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 退職積立基金繰入金	116,354	106,156	222,510	1 退職積立基金繰入金	106,156	退職積立基金繰入金
計	116,354	106,156	222,510			

【歳出】

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 不燃物処理費	459,472	—	459,472					
2 最終処分費	443,337	—	443,337					
3 ごみ処理施設建設費	83,270	21,964	105,234	21,964		3 職員手当等	21,964	ごみ処理施設建設費人件費 21,964 ・退職手当 21,964
4 米子浄化場処理費	184,633	—	184,633					
計	1,170,712	21,964	1,192,676					

(款) 5 消防費 (項) 1 消防費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	2,858,867	84,192	2,943,059	84,192		3 職員手当等	84,192	消防局人件費 84,192 ・退職手当 84,192
2 消防施設費	196,792	—	196,792					
計	3,055,659	84,192	3,139,851					

令和7年度 一般会計当初予算 概要

鳥取県西部広域行政管理組合

1 予算編成における基本方針

歳入については、国や県などの動向に注視し、より一層積極的な姿勢で、補助金等の財源確保に取り組むこととする一方で、歳出については、物価高騰等の影響を念頭におきつつ、各種の計画等を踏まえた効率的な施設の運営及び改修等の取組を推進する必要があることなどに鑑み、既存事業については、これまで以上に必要性や効果を再検証し、より効果的かつ効率的な施策手法への見直しを行うこととする。

市町村負担金については、歳入及び歳出に係る基本方針を堅持しつつ、49億9355万8千円（以下「基準額」という）を基準として可能な限り低減することとする。

※ 基準額について

令和6年2月に策定した鳥取県西部広域市町村圏計画（実施計画）の令和7年度における市町村負担金の額（52億4109万3千円）から変動要因を反映させて算出した額を基準額として、その基準額からできる限り低減することとした。

<基準額の算出方法>

（単位：千円）

① 組合市町村圏計画値（R6.2）	5,241,093
変動要因 ② 旧エコスラグセンター解体費の差額 （解体費の全額を市町村負担金 → 一部市町村分については起債対応）	△ 307,286
③ 人件費の増額	59,751
基準額（①+②+③）	4,993,558

2 歳入歳出予算

● 令和7年度当初予算額 74億4351万7千円

※ うち退職積立基金への積立額 3億2250万円

前年度予算額 50億3961万7千円

対前年度比 24億 390万円（47.7%増）

● 市町村負担金 47億8355万9千円

※ うち退職積立基金への積立額 3億2250万円

前年度予算額 45億6295万4千円

対前年度比 2億2060万5千円（4.8%増）

対基準額比 △2億 999万9千円（4.2%減）

・市町村負担金（特別負担金を除く）

（単位：千円）

市町村名	令和6年度 当初予算 ①	令和7年度 当初予算 ②	対前年度当初予算との比較 ②-①
米子市	2,605,313	2,652,831	47,518
境港市	516,264	613,328	97,064
日吉津村	125,668	128,080	2,412
大山町	369,992	381,658	11,666
南部町	268,938	294,939	26,001
伯耆町	285,770	312,405	26,635
日南町	165,598	169,846	4,248
日野町	114,117	117,629	3,512
江府町	111,294	112,843	1,549
計	4,562,954	4,783,559	220,605

3 主な内容（前年度当初予算との比較）について

(1) 歳入歳出予算

歳入面においては、消防車両更新に伴う国庫補助金（7800万6千円）や高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る消防債（13億1930万円）が増額となった一方で、定年退職者の皆減による退職積立基金繰入金が皆減（△6824万6千円）となった。

これに対して歳出面では、旧灰溶融施設解体撤去事業（3億1713万9千円）や江府消防署移転新築事業（4億3001万1千円）、高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業（13億551万円）が増額となった一方で、退職手当債（平成26年度借入分）の償還終了などにより公債費が減額となった。

この結果、予算規模は、対前年度比で24億390万円（47.7%）の増額となった。

(2) 市町村負担金

昨年度に引き続き市町村負担金の低減に取り組んだ結果、市町村負担金は47億8355万9千円となり、基準額に対しては2億999万9千円（4.2%）の減額、前年度当初予算に対しては2億2060万5千円（4.8%）の増額となった。

4 新規事業

（単位：千円）

費 目	事業名等	事業費	財 源 内 訳			
			補助金	地方債	その他	市町村負担金
不燃物処理費	リチウム蓄電池等を起因とする火災防止対策事業	41,954				41,954
ごみ処理施設建設費	中間処理施設用地取得事業	1,875				1,875
消防施設費	境港消防署弓浜出張所庁舎大規模改修事業	11,696		8,700		2,996
合 計		55,525		8,700		46,825

5 事業費が前年度と比べて1億円以上増額となった既存事業

（単位：千円）

費 目	事業名等	事業費	財 源 内 訳			
			補助金	地方債	その他	市町村負担金
施設管理費	旧灰溶融施設解体撤去事業	346,314		232,500		113,814
消防施設費	江府消防署移転新築事業	573,058		441,900		131,158
	米子消防署伯耆出張所庁舎大規模改修事業	142,492		100,400		42,092
	消防車両更新事業（補助事業）	306,544	92,255	182,400	3,909	27,980
	高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業	1,305,510		1,305,200		310
合 計		2,673,918	92,255	2,262,400	3,909	315,354

6 債務負担行為

（単位：千円）

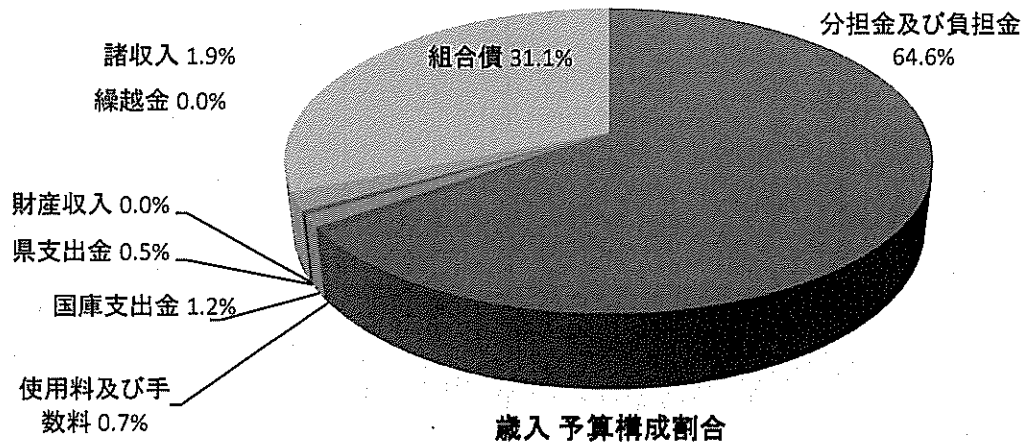
事 項	期 間	限度額	財 源 内 訳			
			補助金	地方債	その他	市町村負担金
旧灰溶融施設解体撤去事業	令和8年度	643,153		431,800		211,353
火葬場運営事業（指定管理料）	令和8年度から令和12年度まで	319,427				319,427

【歳入】

(単位:千円)

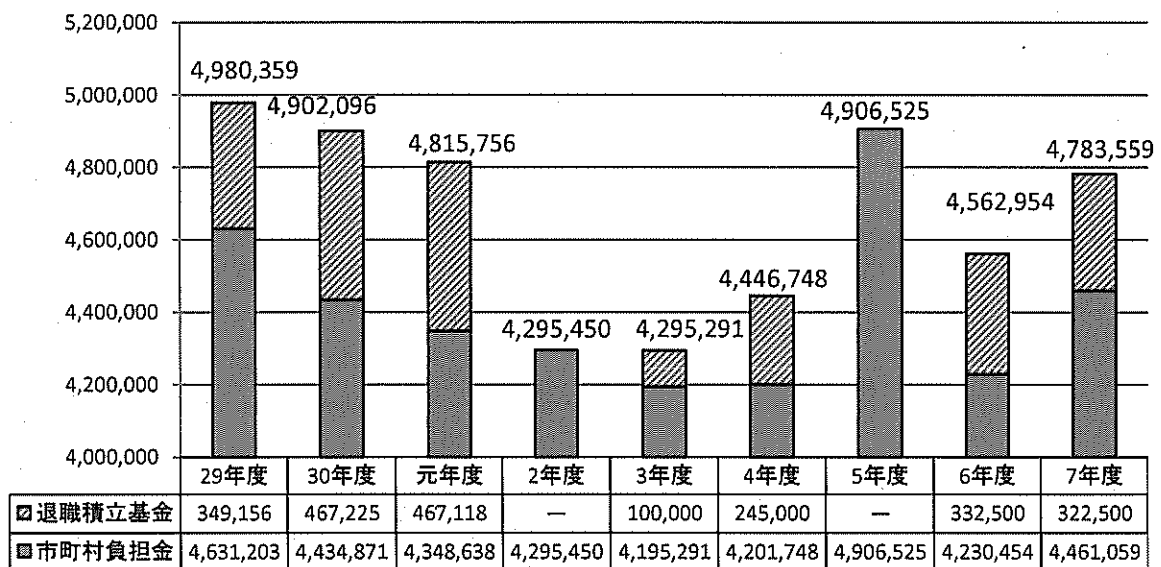
区 分		令和 7 年度 予算額	令和 6 年度 予算額	差引増減額
1 分担金及び負担金		4,807,922	4,579,600	228,322
市町村負担金	市町村負担金（9 市町村）	4,783,559	4,562,954	220,605
輪番制整備費特別負担金	病院群輪番制病院設備整備費負担金（米子市、境港市）	13,329	9,918	3,411
衛生費特別負担金	再生資源分別業務負担金（米子市）	7,125	6,728	397
消防費特別負担金	消防車両整備費負担金（境港市）	3,909	0	3,909
2 使用料及び手数料		47,959	47,867	92
衛生使用料	火葬場使用料、不燃物処理施設使用料、し尿処理施設使用料	35,147	33,933	1,214
消防使用料	消防施設使用料	984	988	△4
衛生手数料	清掃手数料	6,943	6,750	193
消防手数料	消防手数料、火薬類手数料	4,885	6,196	△1,311
3 国庫支出金		92,255	14,249	78,006
消防費国庫補助金	消防費国庫補助金	92,255	14,249	78,006
4 県支出金		34,721	28,944	5,777
衛生費県補助金	保健衛生費県補助金	27,901	21,063	6,838
消防費県補助金	消防費県補助金	6,820	7,881	△1,061
5 財産収入		1,931	286	1,645
財産貸付収入	土地建物貸付収入	17	17	0
利子及び配当金	利子及び配当金	1,870	33	1,837
物品売払収入	物品売払収入	44	236	△192
6 繰越金		1	1	0
繰越金	前年度繰越金	1	1	0
7 諸収入		142,528	143,024	△496
濃縮水処理施設建設費貸付金元利収入	濃縮水処理施設建設費貸付金元利収入	102,103	102,103	0
雑入	要介護状態審査判定料、不適物処分負担金、再生用有価物売払収入、光熱水費使用料、私用電話料、高速自動車道救急業務支弁金、広域消防応援等交付金、病院群輪番制病院設備整備事業補助金返還金、消防防災推進事業助成、研修助成金	40,425	40,921	△496
8 組合債		2,316,200	157,400	2,158,800
消防債	消防債	2,083,700	157,400	1,926,300
総務費	除却債	232,500	0	232,500
繰入金		0	68,246	△68,246
退職積立基金繰入金	退職積立基金繰入金	0	68,246	△68,246
合 計		7,443,517	5,039,617	2,403,900

○歳入負担構成割合



○市町村負担金の推移（特別負担金及び市町村別起債に係る負担金を除く）

（単位：千円）



○歳入の前年度に対する主な増減内容

(単位：千円)

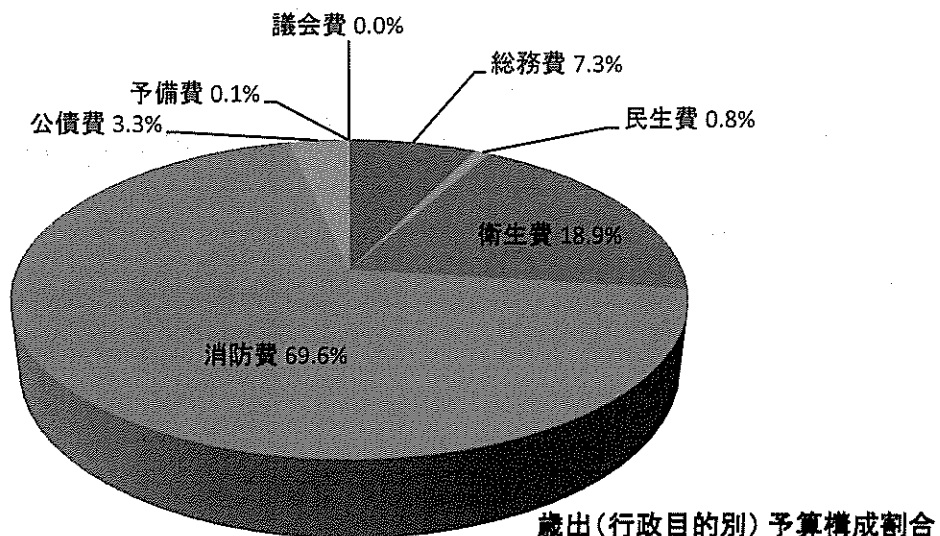
区 分	前年度比	主 な 増 減 内 容
1 分担金及び負担金		
○市町村負担金	220,605	市町村負担金の増額 220,605
○輪番制設備費特別負担金	3,411	病院群輪番制病院助成事業の増による病院群輪番制病院設備整備費負担金の増額 3,411
○消防費特別負担金	3,909	消防車両整備費負担金の皆増 3,909
2 使用料及び手数料		
○衛生使用料	1,214	火葬場使用料の増額 1,214
○消防手数料	△1,311	屋外特定タンク貯蔵所許可申請の減による危険物手数料の減額 △ 1,300
3 国庫支出金		
○消防費国庫補助金	78,006	消防防災施設等整備費補助金の増額（災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材） 45,934 防衛施設周辺消防施設整備事業補助金の皆増（災害対応特殊化学車） 32,072
4 県支出金		
○衛生費県補助金	6,838	病院群輪番制病院助成事業の増による病院群輪番制病院設備整備事業補助金の増額 6,820
○消防費県補助金	△1,061	火薬類等事務交付金の減に伴う消防費県補助金の減額 △1,061
5 財産収入		
○利子及び配当金	1,837	定期預金利率の増による退職積立基金等の利子の増額 1,742
8 組合債		
○消防債	1,926,300	高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業の増による増額 1,319,300 消防車両の更新に係る事業費の増による増額 187,100 消防庁舎大規模改修事業費の増による増額 419,900
○除却債	232,500	旧灰溶融施設解体撤去に係る除却債の皆増 232,500
繰入金		
○退職積立基金繰入金	△68,246	定年退職者の減による退職積立基金繰入金の皆減 △68,246

【歳出】

(行政目的別)

(単位:千円)

区 分	事 業 名	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	差引増減額
1 議 会 費	議会運営事業ほか	1,403	1,401	2
2 総 務 費		542,685	215,940	326,745
一般管理費	一般管理事務費ほか	117,268	119,107	△1,839
企画調整費	庁内LAN管理運営事務費ほか	59,094	47,019	12,075
施設管理費	旧灰溶融施設解体撤去事業ほか	366,323	49,814	316,509
3 民 生 費		59,117	58,441	676
介護認定審査会費	介護認定審査会運営事業ほか	49,248	48,999	249
障害認定審査会費	障害認定審査会運営事業ほか	9,869	9,442	427
4 衛 生 費		1,404,805	1,405,702	△897
保健衛生総務費	病院群輪番制病院助成事業	72,876	62,497	10,379
火葬場費	火葬場運営事業ほか	88,023	96,094	△8,071
不燃物処理費	リチウム蓄電池等を起因とする火災防止対策事業ほか	511,508	491,206	20,302
最終処分費	最終処分場委託事業ほか	451,225	459,385	△8,160
ごみ処理施設建設費	ごみ処理施設整備事務費ほか	83,402	77,301	6,101
米子浄化場処理費	浄化場運転事業ほか	197,771	219,219	△21,448
5 消 防 費		5,178,124	2,969,393	2,208,731
常備消防費	警防活動事業ほか	2,782,259	2,766,076	16,183
消防施設費	高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業ほか	2,395,865	203,317	2,192,548
6 公 債 費		247,383	378,740	△131,357
元 金	起債償還元金	238,505	372,246	△133,741
利 子	起債償還利子ほか	8,878	6,494	2,384
7 予 備 費	予備費	10,000	10,000	0
合 計		7,443,517	5,039,617	2,403,900



○歳出の前年度に対する主な増減内容

(行政目的別)

(単位：千円)

区 分	主 な 事 業 名	前年度比	内 容
2 総務費			
一般管理費		△1,839	
	一般管理費人件費	1,355	給与改定による給料等の増額ほか
	一般管理事務費	△5,834	電子決裁システム構築業務委託料の皆減ほか
	退職積立基金積立金（一般管理費）	1,370	定期預金利率の増による利子の増額
企画調整費		12,075	
	企画調整費人件費	8,522	配置職員数の増による給料等の増額ほか
	庁内LAN管理運営事務費	2,477	仮想基盤機器移設委託料の皆増ほか
施設管理費		316,509	
	旧灰溶融施設解体撤去事業	317,139	旧灰溶融施設の解体撤去に伴う工事請負費の増額
4 衛生費			
保健衛生総務費		10,379	
	病院群輪番制病院助成事業	10,379	病院群輪番制病院設備整備費補助金の増額ほか
火葬場費		△8,071	
	火葬場運営事業	△4,386	電気の見込単価の減による光熱水費の減額ほか
	火葬場維持・補修事業	△3,685	補修工事箇所の減による工事請負費の減額ほか
不燃物処理費		20,302	
	不燃物処理費人件費	△4,096	配置職員の変更による給料等の減額ほか
	不燃物処理施設運転事業	8,943	委託労務費の上昇による不燃ごみ等選別業務等の委託料の増額ほか
	不燃物処理施設維持・補修事業	△26,540	補修工事内容の減による工事請負費の減額ほか
	リチウム蓄電池等を起因とする火災防止対策事業	41,954	※ 新規事業（消火設備等整備のための工事請負費）
最終処分費		△8,160	
	最終処分場委託事業	△8,131	濃縮水固形物処理見込量の減による廃棄物処理委託料の減額
ごみ処理施設建設費		6,101	
	ごみ処理施設建設費人件費	7,281	時間外勤務手当の見込み増による職員手当等の増額
	中間処理施設用地取得事業	1,875	※新規事業（関係自治会の先進地視察に係る自動車賃借料等）
	最終処分場用地取得事業	△1,220	先進地視察の対象となる自治会数の減による自動車借料等の減額

(行政目的別)

(単位：千円)

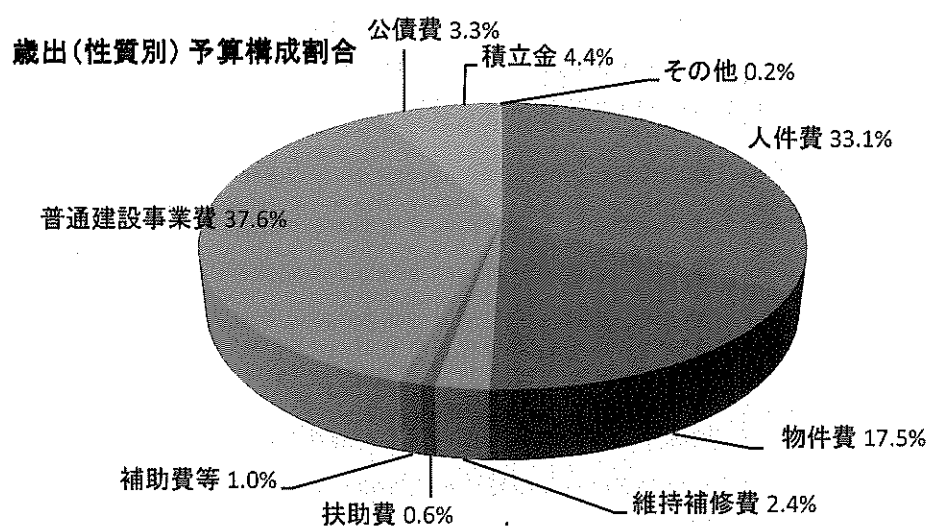
区 分	主 な 事 業 名	前年度比	内 容
	ごみ処理施設整備広報事業	△1,953	広報事案の減に伴う印刷製本費等の減額
米子浄化場処理費		△21,448	
	浄化場運転事業	△13,757	電気料金の見込単価の減による光熱水費の減額ほか
	浄化場維持・補修事業	△8,806	工事内容の差による工事請負費の増額
5 消防費			
常備消防費		16,183	
	消防局人件費	38,388	給与改定による給料等の増額ほか
	消防職員派遣・研修事業	△1,973	派遣職員の家賃額の減額による建物借料の減額ほか
	警防活動事業	1,057	部品及び労務費の上昇に伴う車両一般修繕料の増による需用費の増額ほか
	消防局総務課事務費	1,139	貸与被服の単価の増による需用費の増額ほか
	消防指令機器等維持管理事業	△2,264	指令機器更新に伴う修繕料の減額ほか
	消防庁舎維持管理事業	△9,203	電気料金の見込単価の減による光熱水費の減額ほか
	許認可（危険物）事業	△1,062	検査委託料の減による委託料の減額ほか
	退職積立基金積立金（消防局）	△9,698	退職積立基金積立金の減額
消防施設費		2,192,548	
	米子消防署伯耆出張所庁舎大規模改修事業	131,211	改修工事請負費の皆増
	江府消防署移転新築事業	430,011	工事内容の差による工事請負費の増額
	境港消防署弓浜出張所大規模改修事業	11,696	※新規事業（建築主体・建設設備実施設計業務委託）
	消防車両更新事業	30,190	更新する車両種別の違いによる増額
	消防車両更新事業（補助事業）	269,803	更新する車両種別の違いによる増額
	高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業	1,305,510	更新委託料の完了払いによる増額（令和6年度から令和7年度の2か年事業）
	高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る構築監理支援事業	14,127	支援等業務委託料の完了払いによる増額（令和6年度から令和7年度の2か年事業）
6 公債費			
元金		△133,741	
	起債償還元金	△133,741	退職手当債（平成26年度借入分）の償還終了による減額ほか
利子		2,384	
	起債償還利子	2,226	借入利率の上昇による増額

【歳出】

(性質別)

(単位：千円)

区 分	令和7年度予算	令和6年度予算	差引増減額
人 件 費	2,464,461	2,424,626	39,835
物 件 費	1,300,926	1,324,730	△23,804
維持補修費	181,436	222,600	△41,164
扶 助 費	50,010	35,800	14,210
補 助 費 等	68,584	68,805	△221
普通建設事業費	2,796,347	241,783	2,554,564
公 債 費	247,383	378,740	△131,357
積 立 金	324,370	332,533	△8,163
貸 付 金	0	0	0
そ の 他	10,000	10,000	0
合 計	7,443,517	5,039,617	2,403,900



○歳出の前年度に対する主な増減内容

(性質別)

(単位：千円)

区 分	前年度比	主な増減内容
人件費	39,835	退職手当の皆減 △68,246 改定等による給料、報酬、期末手当、勤勉手当の増額 93,135 給料等の増に伴う共済費の増額 12,323
物件費	△23,804	消耗品費の増額 1,934 ガス・電気の使用量及び単価見込の減による光熱水費の減額 △43,343 不燃ごみ等選別業務委託料の増額 9,141 不燃物残さ運搬業務委託の増額 2,937 不燃物処理費設備保守管理委託料の増額 2,896 最終処分場の廃棄物処分委託料の減額 △8,079 米子浄化場汚泥等処理委託料の増額 4,818 消防車両一般修繕料の増額 5,429
維持補修費	△41,164	リサイクルプラザの設備補修に係る工事請負費の減額 △24,538 リサイクルプラザの設備修繕に係る修繕料の減額 △2,002 米子浄化場の設備補修に係る工事請負費の減額 △7,557 桜の苑の設備補修に係る工事請負費の減額 △3,685
扶助費	14,210	職員に対する児童手当の増額 14,210
補助費等	△221	
普通建設事業費	2,554,564	病院群輪番制病院設備整備事業補助金の増額 10,231 旧灰溶融施設解体撤去に係る解体工事請負費の増額 317,139 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る委託料の増額 1,305,260 消防車両購入費の増額 282,512 江府消防署移転新築に係る工事請負費の増額 390,606 境港消防署弓浜出張所庁舎大規模改修事業に係る委託料の増額 11,649 米子消防署伯耆出張所庁舎大規模改修事業に係る工事請負費の増額 129,822
公債費	△131,357	退職手当債（平成26年度借入分）の償還終了等による起債償還元金の減額 △133,741
積立金	△8,163	退職積立基金積立金の減額 △8,258

令和7年度当初予算 市町村負担金・対前年度当初予算比較

(単位:千円)

区分		議会費、一般 管理費ほか	施設管理費				介護認定 審査会費	障害認定 審査会費	保健衛生 総務費	火災被害	不燃物 処理費	最 終 処分費	ごみ処理施設 建設費	米子浄化 場処理費	消防費	合計
			施設管理費			その他 人件費等										
			旧反汚融施設	旧し尿処理施 設管理事業												
市町村	R07当初	99,621	18,594	-	10,677	24,000	5,177	20,263	54,255	308,916	187,324	44,644	149,776	1,729,584	2,652,831	
	R06当初	95,055	15,635	-	11,014	23,512	4,937	20,211	70,711	313,264	192,819	41,375	166,883	1,649,897	2,605,313	
	比較	4,566	2,959	-	△337	488	240	52	△16,456	△4,348	△5,495	3,269	△17,107	79,687	47,518	
境 港 市	R07当初	25,351	47,186	-	2,717	7,460	1,438	4,502	-	-	45,311	11,361	-	488,002	613,328	
	R06当初	24,190	3,984	-	2,803	7,264	1,181	4,491	-	-	44,183	10,530	-	417,638	516,264	
	比較	1,161	43,202	-	△86	196	257	11	-	-	1,128	831	-	50,364	97,064	
日 吉 津 村	R07当初	6,398	1,194	-	685	1,488	301	480	3,440	18,395	11,274	2,867	4,738	76,820	128,080	
	R06当初	6,106	1,004	-	707	1,527	328	479	4,472	18,649	11,511	2,658	5,050	73,177	125,668	
	比較	292	190	-	△22	△39	△27	1	△1,032	△254	△237	209	△312	3,643	2,412	
大 山 町	R07当初	14,094	2,634	-	1,511	4,291	792	2,114	6,075	39,759	25,756	6,317	15,603	262,712	381,658	
	R06当初	13,450	2,215	-	1,559	4,331	916	2,108	8,374	38,579	26,738	5,855	16,881	248,986	369,992	
	比較	644	419	-	△48	△40	△124	6	△2,299	1,180	△982	462	△1,278	13,726	11,666	
南 部 町	R07当初	10,820	20,140	-	1,159	3,008	680	1,419	3,900	31,171	20,224	4,849	14,477	183,092	294,939	
	R06当初	10,324	1,700	-	1,196	2,999	563	1,415	5,468	29,992	20,850	4,495	16,439	173,497	268,938	
	比較	496	18,440	-	△37	9	117	4	△1,568	1,179	△626	354	△1,962	9,595	26,001	
伯 耆 町	R07当初	11,072	20,610	-	1,187	2,909	536	1,472	5,896	33,542	21,787	4,962	16,820	191,612	312,405	
	R06当初	10,566	1,740	-	1,224	3,022	533	1,469	7,286	33,176	23,077	4,600	17,635	181,442	285,770	
	比較	506	18,870	-	△37	△113	3	3	△1,390	366	△1,290	362	△815	10,170	26,635	
日 南 町	R07当初	6,859	1,282	-	735	2,389	363	578	2,949	23,530	14,888	3,074	-	113,199	169,846	
	R06当初	6,545	1,077	-	758	2,674	377	577	4,115	23,804	15,276	2,850	-	107,545	165,598	
	比較	314	205	-	△23	△285	△14	1	△1,166	△274	△388	224	-	5,654	4,248	
日 野 町	R07当初	6,025	1,126	-	646	1,901	291	401	2,397	16,786	11,002	2,701	-	74,353	117,629	
	R06当初	5,751	946	-	666	1,836	338	400	3,645	16,567	10,830	2,503	-	70,635	114,117	
	比較	274	180	-	△20	65	△47	1	△1,248	219	172	198	-	3,718	3,512	
江 府 町	R07当初	5,860	1,095	-	628	1,771	291	367	2,159	17,624	11,556	2,627	-	68,865	112,843	
	R06当初	5,594	921	-	648	1,789	269	366	3,495	18,172	11,998	2,435	-	65,607	111,294	
	比較	266	174	-	△20	△18	22	1	△1,336	△548	△442	192	-	3,258	1,549	
合 計	R07当初	186,100	113,861	-	19,945	49,217	9,869	31,596	81,071	489,723	349,122	83,402	201,414	3,168,239	4,783,559	
	R06当初	177,581	29,222	-	20,575	48,954	9,442	31,516	107,566	492,203	357,282	77,301	222,888	2,988,424	4,562,954	
	比較	8,519	84,639	-	△630	263	427	80	△26,495	△2,480	△8,160	6,101	△21,474	179,815	220,605	

令和7年度事業別予算説明書

鳥取県西部広域行政管理組合

本書の「本年度の財源内訳」、「特定財源」のうち「その他」については、次の略称を用いて表記している。

負…市町村特別負担金

使…使用料（衛生使用料、消防使用料）

手…手数料（衛生手数料、消防手数料）

財…財産収入（財産運用収入、財産売却収入）

繰…基金繰入金（退職積立基金繰入金）

諸…諸収入（貸付金元利収入、雑入）

歳 出

(単位：千円)

(款) 1 議会費		(項) 1 議会費		(目) 1 議会費				(単位：千円)				
事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節 区 分		金額	予算書の 頁数
					特 定 財 源		一般財源					
					国県支出金	地方債	その他					
1 組合議会議員報酬等 【会計室】	組合議会の議員報酬及び議長 の交際費	581	581	0				581	1 報 9 交	561 20	11	
2 議会運営事業 【会計室】	議会運営に係る事務	822	820	2				822	8 旅 10 需 11 役 12 委	63 248 203 308	11	
計		1,403	1,401	2				1,403				

(款) 2 総務費		(項) 1 総務管理費		(目) 1 一般管理費						
1 特別職報酬等 【総務課（事務局）】	正副管理者会議、各種委員会等の運営に係る旅費及び負担金等	1,097	853	244				1,097	1 報 8 旅 9 交 11 役 18 負担金補助及び交付金	937 50 31 28 51
11										
2 一般管理費人件費 【総務課（事務局）】	職員人件費 10名分	84,635	83,280	1,355			越	1 84,634	2 給 3 職員手当等 4 共済費	43,810 25,708 15,117
11										

(目) 1 一般管理費

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の の頁
					国県支出金	特 定 財 源	地方債	一般財源 その他	区 分	金 額	
3 一般管理事務費 【総務課（事務局）】	組合の運営に係る事務費	11,986	17,820	△5,834				11,986	10 需用費	1,133	11
									11 役務費	537	
									12 委託料	4,732	
									13 使用料及び賃借料	1,095	
									17 備品購入費	805	
									18 負担金補助及び交付金	3,677	
4 会計室事務費 【会計室】	出納及び決算に係る事務費	928	831	97				928	10 需用費	136	11
								11 役務費	792		
5 事務局職員研修事業 【総務課（事務局）】	職員の人材育成に係る各種研修の実施	676	717	△41		諸	40	636	8 旅費	150	11
									10 需用費	12	
									18 負担金補助及び交付金	514	
6 職員福利厚生事業（一般管理費） 【総務課（事務局）】	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務	7,304	6,429	875				7,304	1 報酬	4,439	11
									3 職員手当等	1,518	
									4 共済費	984	
									8 旅費	144	
									10 需用費	3	
									12 委託料	42	
									18 負担金補助及び交付金	174	

(目) 1 一般管理費

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の 頁	
					特定財源			一般財源	区分	金額		
					国県支出金	地方債	財					その他
7 退職積立基金積立金（一般管理費） 【総務課（事務局）】	退職積立基金への積立及び運用利子の積立	10,545	9,175	1,370			財	1,773	24 積立金	10,545	11	
8 財政調整基金積立金 【総務課（事務局）】	財政調整基金への積立及び運用利子の積立	97	2	95			財	97	24 積立金	97	11	
計		117,268	119,107	△1,839				1,911		115,357		

(目) 2 企画調整費

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

1 企画調整費人件費【総務課(事務局)】	職員人件費 4名分	30,370	21,848	8,522			30,370	2 給料	15,828	12
								3 職員手当等	9,363	
								4 共済費	5,179	
2 企画調整事務費【総務課(事務局)】	構成市町村等との各種会議、連絡調整に係る事務費	2,869	2,652	217			2,869	1 報酬	1,319	12
								3 職員手当等	392	
								8 旅費	43	
								10 需用費	174	
								11 役務費	30	
								12 委託料	301	

(目) 2 企画調整費

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の頁	
					特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額				
									国県支出金	地方債		その他
									13 使用料及び賃借料	60		
									18 負担金補助及び交付金	550		
3 庁内LAN管理運営事務費【総務課（事務局）】	庁内インフラ系ネットワークの運用及び保守に係る事務費	21,886	19,409	2,477				21,886	10 需用費	53	12	
									11 役務費	2,296		
									12 委託料	3,525		
									13 使用料及び賃借料	16,012		
4 職員福利厚生事業（企画調整費）【総務課（事務局）】	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務	67	51	16				67	12 委託料	9	12	
									18 負担金補助及び交付金	58		
5 退職積立基金積立金（企画調整費）【総務課（事務局）】	退職積立基金への積立	3,902	3,059	843				3,902	24 積立金	3,902	12	
計		59,094	47,019	12,075				59,094				

(款) 2 総務費		(項) 1 総務管理費			(目) 3 施設管理費				予算書の頁	
事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節区分	金額	
					特定財源	一般財源	その他			
					国県支出金	地方債				
1 施設管理費人件費 【総務課（事務局）】	職員人件費 2名分	16,625	17,048	△423				2 給料 3 職員手当等 4 共済費	9,033 4,635 2,957	12
2 建築工事担当事務費 【施設管理課】	組合全体の建築工事の設計、 施工管理に係る事務費	1,324	1,465	△141				8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 18 負担金補助及 び交付金	119 545 14 9 430 207	12
3 職員福利厚生事業（施設管理費） 【総務課（事務局）】	職員の健康管理及び職場の 安全衛生の推進に係る事務	29	34	△5				29 12 委託料 18 負担金補助及 び交付金	9 20	12
4 退職積立基金積立金（施設管理費） 【総務課（事務局）】	退職積立基金への積立	1,967	2,028	△61				24 積立金	1,967	12

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 3 施設管理費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の の頁
					特定財源			一般財源	区分	金額	
					国県支出金	地方債	その他				
5 旧灰溶融施設管理事業 【総務課（事務局）】	旧灰溶融施設の管理	64	64	0			財	47	10 需用費 18 負担金補助及び交付金	4 60 12	
6 旧灰溶融施設解体撤去事業 【総務課（事務局）】	旧灰溶融施設の建物及び設備の解体撤去	346,314	29,175	317,139		232,500		113,814	12 委託料 14 工事請負費	5,858 340,456 12	
計		366,323	49,814	316,509		232,500	17	133,806			

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 介護認定審査会費

1 介護認定審査会 費人件費 【総務課(事務局)】	職員人件費 2名分	16,113	16,333	△220				16,113	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	8,476 4,823 2,814 13
2 介護認定審査会 運営事業 【総務課(事務局)】	介護認定審査会の運営	31,101	30,583	518			諸	31,070	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料	23,837 2,291 1,445 40 511 1,390 880 23 13

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 1 介護認定審査会費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の頁	
					特 定 財 源	国県支出金	地方債	その他	一般財源	区 分		金 額
										13 使用料及び賃借料	678	
										18 負担金補助及び交付金	1	
										26 公 課 費	5	
3 職員福利厚生事業（介護認定審査会費） 【総務課（事務局）】	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務 査会費）	67	55	12					67	12 委託料	29	13
										18 負担金補助及び交付金	38	
4 退職積立基金積立金（介護認定審査会費） 【総務課（事務局）】	退職積立基金への積立	1,967	2,028	△61					1,967	24 積立金	1,967	13
計		49,248	48,999	249				31	49,217			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 2 障害認定審査会費

1 障害認定審査会費人件費 【総務課 (事務局)】	時間外勤務手当	39	78	△39					39	3 職員手当等	39	14
---------------------------	---------	----	----	-----	--	--	--	--	----	---------	----	----

(目) 2 障害認定審査会費

(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の 頁
					特定財源			一般財源	区分	金額	
					国県支出金	地方債	その他				
2 障害認定審査会 運営事業 【総務課（事務 局）】	障害認定審査会の運営	9,794	9,345	449				9,794	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料	6,606 1,568 1,013 153 194 122 9 129	14
3 職員福利厚生事業（障害認定審査会費） 【総務課（事務局）】	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務	36	19	17				36	12 委託料 18 負担金補助及び交付金	21 15	14
計		9,869	9,442	427				9,869			

(目) 1 保健衛生総務費

(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費

1 病院群輪番制病 院助成事業 【総務課(事務 局)】	二次救急医療を担う輪番制 病院への助成	72,876	62,497	10,379	県	27,901	負 諸 50	31,596	18 負担金補助及 び 交 付 金 22 償還金、利子 及び割引料	72,826 50	14
計		72,876	62,497	10,379		27,901	13,379	31,596			

(款) 4 衛生費			(項) 1 保健衛生費			(目) 2 火葬場費				節			予算書の 頁
事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	区分	金額			
					特定	財源	その他						
					国県支出金	地方債	使						
1 火葬場運営事業 【施設管理課】	火葬場（桜の苑）の運営	77,931	82,317	△4,386			34,940	42,991	1 報酬	72	15		
									10 需用費	19,109			
									11 役務費	35			
									12 委託料	58,695			
									18 負担金補助及び交付金	20			
2 火葬場維持・補修事業 【施設管理課】	火葬場（桜の苑）の維持・補修	10,092	13,777	△3,685				10,092	10 需用費	500	15		
									14 工事請負費	9,592			
計		88,023	96,094	△8,071			34,940	53,083					

(款) 4 衛生費			(項) 2 清掃費		(目) 1 不燃物処理費						
1 不燃物処理費人件費	職員人件費 6名分	47,011	51,107	△4,096				47,011	2 給料	24,806	15
【総務課（事務局）】								3 職員手当等	13,736		
								4 共済費	8,469		
2 不燃物処理施設事務費	不燃物処理施設（リサイクルプラザ）の運営に係る事務費	8,722	9,143	△421			使	150	8 旅費	37	15
【施設管理課】									10 需用費	1,062	
									11 役務費	383	
									12 委託料	6,969	
									13 使用料及び賃借料	105	

(目) 1 不燃物処理費

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節	予算書の頁	
					特定財源		一般財源	区分			金額
					国県支出金	地方債					
3 不燃物処理施設 運転事業 【施設管理課】	不燃物処理施設（リサイクルプラザ）の運転	278,031	269,088	8,943			負債 7,125 手 6,943 諸 103	263,860	18 負担金補助及び交付金 26 公課費 1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 17 備品購入費 18 負担金補助及び交付金 26 公課費	159 7 14,000 5,367 3,215 366 31,048 436 221,458 191 1,895 4 51	15
4 不燃物処理施設 維持・補修事業 【施設管理課】	不燃物処理施設（リサイクルプラザ）の機能維持に係る修繕、補修	92,116	118,656	△26,540			諸	55,756	10 需用費 14 工事請負費	2,909 89,207	15
5 不燃物残さ外部 処理事業 【施設管理課】	不燃物処理施設（リサイクルプラザ）から排出される不燃物残さの外部処理	36,383	35,694	689				36,383	8 旅費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	37 36,302 10	15

(款) 4 衛生費				(項) 2 清掃費				(目) 1 不燃物処理費				予算書 の 頁
事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			区分	金額			
					国県支出金	特定 地方債	財源 その他					
6 使用済乾電池・ 蛍光管等処理事業 【施設管理課】	不適物として取り除かれた 乾電池等及び一部の構成市 町村の乾電池、蛍光管等の 処理	1,235	1,223	12			740 諸	495 18 負担金補助及 び交付金	1,215 20	34	15	
7 職員福利厚生事 業（不燃物処理 費） 【総務課（事務 局）】	職員の健康管理及び職場の 安全衛生の推進に係る事務 費	186	177	9				186 12 委託料 18 負担金補助及 び交付金	101 85		15	
8 退職積立基金積 立金（不燃物処 理費） 【総務課（事務 局）】	退職積立基金への積立	5,870	6,118	△248				5,870 24 積立金	5,870		15	
10 リチウム蓄電池 等を起因とする 火災防止対策事 業 【施設管理課】	リサイクルプラザにおいて 不燃ごみに混入するリチウ ム蓄電池等を起因とする火 災を防止するため、消火設 備等の整備を行うもの	41,954	0	41,954				41,954 14 工事請負費	41,954		15	
計		511,508	491,206	20,302			51,421	460,087				

(目) 2 最終処分費

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の 頁
					特定財源		一般財源	区分	金額		
					国県支出金	地方債				その他	
1 最終処分費人件費 【総務課（事務局）】	職員人件費 1 名分	8, 813	9, 041	△228				8, 813	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	4, 162 3, 177 1, 474	16
2 最終処分場事務費 【施設管理課】	最終処分場の管理監督及び 点検	293	31	262				293	8 旅費 10 需用費 12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	141 26 5 121	16
3 最終処分場委託事業 【施設管理課】	一般廃棄物最終処分場への 埋立処分委託及び検査業務 委託	441, 137	449, 268	△8, 131		諸	102, 103	339, 034	12 委託料	441, 137	16
4 職員福利厚生事業（最終処分費） 【総務課（事務局）】	職員の健康管理及び職場の 安全衛生の推進に係る事務	14	14	0				14	18 負担金補助及び 交付金	14	16
5 退職積立基金積立金（最終処分費） 【総務課（事務局）】	退職積立基金への積立	968	1, 031	△63				968	24 積立金	968	16
計		451, 225	459, 385	△8, 160			102, 103	349, 122			

(目) 3 ごみ処理施設建設費

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の 頁	
					特 定 財 源	国県支出金	地方債	その他	一般財源	区 分		金 額
1 ごみ処理施設建設費 【総務課（事務局）】	職員人件費 7名分	67,629	60,348	7,281					67,629	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	32,052 24,452 11,125	16
2 ごみ処理施設整備事務費 【ごみ処理施設整備課】	ごみ処理施設整備課内の各事業に共通した事務や循環型社会形成推進地域計画の策定に関する事務経費	5,091	4,582	509					5,091	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	1,942 745 480 72 1,544 232 36 40	16
3 ごみ処理施設整備広報事業 【ごみ処理施設整備課】	施設整備の進捗状況等の広報に関する事業	822	2,775	△1,953					822	10 需用費 11 役務費	478 344	16
4 最終処分場用地取得事業 【ごみ処理施設整備課】	用地取得に向けた関係住民への説明と関係住民による先進地視察を実施する。	695	1,915	△1,220					695	10 需用費 11 役務費 13 使用料及び賃借料	380 13 302	16

(目) 3 ごみ処理施設建設費

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の頁	
					特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額				
									国県支出金	地方債		その他
5 多面的活用事例調査事業 【ごみ処理施設整備課】	先進地におけるごみ処理施設の多面的な利活用方法の事例調査に関する事業	330	445	△115				330	8 旅費 13 使用料及び賃借料	312 18	16	
7 職員福利厚生事業（ごみ処理施設建設費） 【総務課（事務局）】	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務	123	120	3				123	12 委託料 18 負担金補助及び交付金	31 92	16	
8 退職積立基金積立金（ごみ処理施設建設費） 【総務課（事務局）】	退職積立基金への積立	6,837	7,116	△279				6,837	24 積立金	6,837	16	
11 中間処理施設用地取得事業 【ごみ処理施設整備課】	用地取得に向けた関係住民への説明と関係住民による先進地視察を実施する。	1,875	0	1,875				1,875	10 需用費 11 役務費 13 使用料及び賃借料	714 52 1,109	16	
計		83,402	77,301	6,101				83,402				

(目) 4 米子浄化場処理費

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の頁	
					特定財源			一般財源	区分	金額		
					国県支出金	地方債	その他					
1 浄化場処理費人件費 【総務課（事務局）】	職員人件費 2名分	17,319	16,424	895				17,319	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	9,033 5,212 3,074	17	
2 浄化場事務費 【施設管理課】	し尿処理施設（米子浄化場）の運営に係る事務費	664	875	△211			使	57	607	10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 18 負担金補助及び交付金 26 公課費	328 233 31 40 10 22	17
3 浄化場運転事業 【施設管理課】	し尿処理施設（米子浄化場）の運転	101,140	114,897	△13,757			諸	26	101,114	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 26 公課費	10,220 3,919 2,679 308 31,983 87 51,893 51	17
4 浄化場維持・補修事業 【施設管理課】	し尿処理施設（米子浄化場）の機能維持に係る修繕、補修	74,327	83,133	△8,806					74,327	10 需用費 14 工事請負費	2,607 71,720	17

(目) 4 米子浄化場処理費

(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の頁
					特定財源				区分	金額	
					国県支出金	地方債	その他	一般財源			
5 浄化場し渣等外部処理事業 【施設管理課】	処理過程で発生するし渣等の外部処理に係る経費	2,266	1,790	476				2,266	12 委託料	2,259	17
								18 負担金補助及び交付金	7		
6 職員福利厚生事業（浄化場処理費） 【総務課（事務局）】	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務費	88	72	16				88	12 委託料	48	17
								18 負担金補助及び交付金	40		
7 退職積立基金積立金（浄化場処理費） 【総務課（事務局）】	退職積立基金への積立	1,967	2,028	△61				1,967	24 積立金	1,967	17
計		197,771	219,219	△21,448			83	197,688			

(目) 1 常備消防費

(項) 1 消防費

(款) 5 消防費

1 消防局人件費【総務課(消防局)】	職員人件費 304名分(再任用短時間勤務職員6名含む)	2,134,376	2,095,988	38,388	県	6,058	手 諸	3,616 2,446	2,122,256	2給 3職員手当等 4共済費	1,078,642 698,767 356,967	18
2 消防局総務課事務費【総務課(消防局)】	消防局各庁舎内及び課内全体の運営並びに消防吏員被服の貸与等	53,719	52,580	1,139			諸	15	53,704	8旅費 9交際費 10需用費 11役務費	324 10 32,498 5,419	

(目) 1 常備消防費

(項) 1 消防費

(款) 5 消防費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の頁
					特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額			
									国県支出金	地方債	
									12 委託料	3,611	
									13 使用料及び賃借料	10,539	
									17 備品購入費	722	
									18 負担金補助及び交付金	596	
3 消防職員派遣・研修事業 【総務課（消防局）】	関係機関への職員派遣及び職員の人材育成に係る各種研修の実施	10,531	12,504	△1,973				10,531	7 報償費	201	18
									8 旅費	1,167	
									10 需用費	1,201	
									13 使用料及び賃借料	1,356	
									18 負担金補助及び交付金	6,606	
4 消防吏員採用・昇任試験事業 【総務課（消防局）】	消防吏員の採用・昇任試験	843	848	△5				843	7 報償費	8	18
									11 役務費	5	
									12 委託料	830	
5 消防吏員抗体検査及びワクチン接種事業 【総務課（消防局）】	感染リスクが高いウイルスに係る血中抗体価検査及びワクチン接種	1,520	2,040	△520				1,520	11 役務費	1,520	18

(款) 5 消防費 (項) 1 消防費 (目) 1 常備消防費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の頁
					国県支出金	特定地方債	財源	一般財源	区分	金額	
6 消防庁舎維持管理事業 【総務課(消防局)】	消防庁舎の維持・管理	49,803	59,006	△9,203			使 諸	984 408	10 需用費	38,136	18
									11 役務費	1,889	
									12 委託料	7,927	
									13 使用料及び賃借料	1,265	
									15 原材料費	50	
									17 備品購入費	536	
7 権限移譲(火薬類、液化石油ガス)事業 【予防課】	県知事から移譲された火薬類の取締及び液化石油ガスに関する保安の確保	664	512	152 県	664				8 旅費	110	18
									10 需用費	280	
									13 使用料及び賃借料	111	
									17 備品購入費	79	
									18 負担金補助及び交付金	84	
8 火災予防研修事業 【予防課】	予防行政に関する職員への各種研修の実施	111	121	△10					8 旅費	90	18
									10 需用費	16	
									13 使用料及び賃借料	5	
9 火災予防業務事業 【予防課】	予防業務に必要な資機材の整備	1,550	1,833	△283			諸	99	10 需用費	1,345	18
									11 役務費	26	
									17 備品購入費	141	
									18 負担金補助及び交付金	38	

(目) 1 常備消防費

(項) 1 消防費

(款) 5 消防費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の 頁の
					特定財源			一般財源	区分	金額	
					国県支出金	地方債	その他				
11 許認可（危険物）事業 【予防課】	特定屋外タンク貯蔵所の審査等	1,377	2,439	△1,062			手 1,269	108	12 委託料 13 使用料及び賃借料	1,269 108	18
12 火災予防業務電子化事業 【予防課】	予防業務の電子化に必要な資機材等の整備	1,497	1,103	394				1,497	10 需用費 13 使用料及び賃借料	480 1,017	18
13 警防活動事業 【警防課】	消防、救急活動に必要な装備及び資機材の整備	129,591	128,534	1,057				129,591	7 報償費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	141 100,799 12,513 1,508 447	18
14 警防訓練・研修事業 【警防課】	警防活動に関する各種訓練及び研修の実施	2,364	2,999	△635			諸 107	2,257	17 備品購入費 18 負担金補助及び交付金 26 公課費 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費	11,057 622 2,504 129 1,159 520 98	18

(目) 1 常備消防費

(項) 1 消防費

(款) 5 消防費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の頁
					特 定 財 源	一般財源			区 分	金 額	
						国県支出金	地方債	その他			
15 警防活動資格取得事業 【警防課】	警防活動に必要な資格及び免許の取得	13,681	14,471	△790 県	98			13,583	13 使用料及び賃借料 15 原材料費 18 負担金補助及び交付金	289 106 63	18
16 消火薬剤整備事業 【警防課】	油火災等に対応するための薬剤の整備及び廃棄	2,296	1,650	646				2,296	10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金 26 公課費	1,760 110 426 10,500 36	18
17 救急業務等啓発事業 【警防課】	圏域住民に対する応急手当の普及啓発	2,298	1,847	451				2,298	10 需用費 17 備品購入費	1,748 550	18
18 安全運転管理事業	道路交通法に基づく安全運転管理者の配置	259	299	△40				259	10 需用費 11 役務費	159 5	18

(款) 5 消防費

(項) 1 消防費

(目) 1 常備消防費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の 頁の	
					特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区 分	金 額		
												国県支出金
【警防課】										18 負担金補助及び交付金	95	
19 消防指令研修等 事業 【指令課】	指令業務に係る資格取得及び研修の実施	226	221	5				226	8 旅費	57	18	
									11 役務費	18		
									18 負担金補助及び交付金	151		
20 消防指令機器等 維持管理事業 【指令課】	高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線等の維持管理	77,395	79,659	△2,264				77,395	10 需用費	874	18	
									11 役務費	15,266		
									12 委託料	59,394		
									13 使用料及び賃借料	1,298		
									18 負担金補助及び交付金	563		
21 職員福利厚生事業 (消防局) 【総務課(事務局)他】	職員の健康管理及び職場の安全衛生の推進に係る事務	7,908	7,416	492				7,908	11 役務費	11	18	
									12 委託料	4,780		
									18 負担金補助及び交付金	3,117		
22 退職積立基金積立金 (消防局) 【総務課(事務局)】	退職積立基金への積立	290,250	299,948	△9,698				290,250	24 積立金	290,250	18	

(目) 1 常備消防費

(項) 1 消防費

(款) 5 消防費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の頁
					特定財源			一般財源	区分	金額	
					国県支出金	地方債	その他				
火災予防業務資格取得事業		0	58	△58							
計		2,782,259	2,766,076	16,183	6,820		8,944	2,766,495			

(目) 2 消防施設費

(項) 1 消防費

(款) 5 消防費

1 江府消防署移転新築事業 【総務課（消防局）】	江府消防署庁舎の移転新築	573,058	143,047	430,011	441,900		131,158	11 役務費	254	19
								12 委託料	34,038	
								13 使用料及び賃借料	21	
								14 工事請負費	533,653	
								17 備品購入費	3,992	
2 米子消防署伯耆出張所庁舎大規模改修事業 【総務課（消防局）】	伯耆出張所庁舎の大規模改修	142,492	11,281	131,211	100,400		42,092	18 負担金補助及び交付金	1,100	19
								11 役務費	490	
								12 委託料	10,890	
								14 工事請負費	129,822	
								17 備品購入費	1,290	
3 消防車両更新事業 【警防課】	消防車両の整備更新	42,438	12,248	30,190	31,000	財	44	8 旅費	93	19
								17 備品購入費	42,345	

(款) 5 消防費			(項) 1 消防費		(目) 2 消防施設費					節			予算書の 頁
事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				一般財源	区分	金額		
					国県支出金	特定財源	地方債	その他					
4 消防車両更新事業 (補助事業) 【警防課】	消防車両の整備更新 (補助金対象)	306,544	36,741	269,803	国 92,255	182,400 負	3,909	27,980	8 旅	136	20	19	
5 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業 【指令課】	高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の更新を行うもの	1,305,510	0	1,305,510		1,305,200		310	8 旅	250	1,305,260	19	
6 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に係る構築監理支援事業 【指令課】	高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線更新時に適正な監理が行えるよう支援業務を委託するもの	14,127	0	14,127		14,100		27	12 委託料	14,127		19	
15 境港消防署弓浜出張所庁舎大規模改修事業 【総務課 (消防局)】	弓浜出張所庁舎の大規模改修	11,696	0	11,696		8,700		2,996	10 需用費	47	11,649	19	
計		2,395,865	203,317	2,192,548	92,255	2,083,700	3,953	215,957					

(目) 1 元金

(項) 1 公債費

(款) 6 公債費

事業名	事業概要	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		予算書の頁
					特定財源			一般財源	区分	金額	
					国県支出金	地方債	その他				
1 起債償還元金 【総務課（事務局）】	組合債の元金償還	238,505	372,246	△133,741				238,505	22 償還金、利子及び割引料	238,505	19
計		238,505	372,246	△133,741				238,505			

(目) 2 利子

(項) 1 公債費

(款) 6 公債費

1 起債償還利子 【総務課（事務局）】	組合債の利子の支払い	8,632	6,406	2,226				8,632	22 償還金、利子及び割引料	8,632	19
2 一時借入金利子 【総務課（事務局）】	一時借入金の利子の支払い	246	88	158				246	22 償還金、利子及び割引料	246	19
計		8,878	6,494	2,384				8,878			

(目) 1 予備費

(項) 1 予備費

(款) 7 予備費

1 予備費 【総務課（事務局）】	予算外の支出又は予算超過の支出に充てたための予備費	10,000	10,000	0				10,000	予 備 費	10,000	20
計		10,000	10,000	0				10,000			

